

九

各國労働統計官廳

米國編

国立公文書館	
分類	_____
排架番号	2 A
	34-7
	① 2290

2254

寫

總

裁

生

各國ノ勞働統計官廳

(米國編)

獨逸帝國統計局一九〇四年編纂

國勢調査課

和

國勢院

目次

緒言

北美合衆國ノ部

合衆國労働省

各州労働統計局

刊行物

一、労働省ノ刊行物

(イ) 一般労働事情

(ロ) 労働條件及労働者保護

(ハ) 疾病、災害、老廢、廢疾、失業

國勢院

(一) 労働者福利増進施設
 (二) 組合
 (三) 労働ノ争議
 (ト) 其他ノ事項
 二、其他ノ中央官省及委員会ノ刊行物
 三、各州労働局ノ刊行物

- (二) 労働者福利増進施設
- (三) 組合
- (三) 労働ノ争議
- (ト) 其他ノ事項
- 二、其他ノ中央官省及委員会ノ刊行物
- 三、各州労働局ノ刊行物

三、香港、澳門、汕頭、廣州

二、漢口、南京、上海、天津、北京

(イ) 基礎、準備

(ロ) 準備、準備

(ハ) 準備、準備

(ニ) 準備、準備

緒言

近時社會問題、經濟問題ノ研鑽積ムニツレ勞働專議探究ノ必要ナル事一ノ國際的現象タルニ至レリ、

殊ニ工業盛シタル先進國ニ在テハ官民朝野ノ分テナク是カ指導獎勵ノ壯シナル洵ニ驚異ニ價スルモノアリ、唯其間彼我相互ノ國狀ニ照シ論議ノ歸着スル所必スシキ其ノ軌ヲ一ニセサルハ是自明ノ業ニシテ、茫乎タル世界ノ廣キヲ以テシテ、尙互ニ相許シ相容レサル制度、組織ノ隨所ニ散見スルハ現狀ナリ、然レトモ近時ニ及ンテハ是等社會上、經濟上ニ横ハレル重要問題ヲ國際ノ力ヲ以テ解決セントスルノ傾向生スルニ至リス。

吾人ハ先ツ勞働統計ノ目的ヨリ設ケタル諸國ノ官公施設及其ノ顯著ナル事業ニ就テ洩レナク述フヘシ、但シ配進ノ方法トシテハ専ラ簡潔ヲ旨トシ枝葉ニ亘ルヲ避ケタリ又是等ノ施設及事業ニ對シ批判ヲ加フルカ如キハ敢テ吾人ノ望マサル所ニシテ、吾人ハ寧ろ其ノ實狀ノ記述ニ

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters like 'ノミ止' and 'メント' are visible at the top.)

ノミ止メント欲ス。本書上巻ニ引用セル諸國（譯者註米國、英國、佛蘭西、白耳義、埃太利、獨逸ノ六國ヲ指ス）ニ在テハ、後ニモ記シアル通り管ニ勞動統計ノ特設官廳ニ就テノミナラス、此統計ノ係ル以上ハ又前條ノ官廳ニ就テモ述ヘアリ。

是等諸國ニ於ケル近時ノ官公勞動統計ニ就テ斯ク重要ナル事項ヲノミ蒐集摘録セシハ、吾人カ知り得ル範圍ニ在テハ恐ラク本書カ最初ノ試ミナラン。乍然本書ノ編纂ニ就テハ未タ吾人ノ意ニ滿タサル點抄シトセサルモ、此種ノ新シキ試ミニ在テハ固ヨリ多少ノ遺漏ナキヲ得ザルモノナリ。

次ニ本書カ引用セル刊行物ハ皆夫々價廉スヘキモノノミニシテ、是等ハ當該官廳ニ就テ吾人カ親シク調査セルモノナリ但シ佛蘭西ノ部第一八項ノ如キ例外ノモノモ中ニハ是アリ。吾人ハ又雜誌、冊子類ヲ大ニ涉獵スル所アリシモ、内容ノ紹介ニ就テハ未タ必スシモ充分ナリトハ思惟シ居ラス、其ノ他法規類ハ親シク原本ニ採リ其ノ沿革ナリ條文ナリニ就テ調査ヲ遂ケタリ。斯ノ如クニシテ尙材料不足ノ場合ハ、直

接諸國ノ勞働統計官廳ニ問合セテ發シ、以テ足ラザリシ所ヲ補綴セリ
吾人ハ本書ノ編纂ニ際シ是等諸官廳カ寄セラレシ厚意ヲ衷心感謝シ
併セテ其ノ裨益スル所甚大ナリシヲ茲ニ附記スルモノナリ。
世界ニ於ケル勞働統計界進歩發展ノ跡ヲ尋ネンニハ、之カ固有ナル
特設官廳ヲ有スル上記諸國ニ就テ先ツ研究ノ歩ヲ進ムルヲ便宜ナリト
ス。諸國中ニテモ就中米國マサチユーセツツ州ハ既ニ一八六九年「勞
働局」(ビュロー、オブ、レーボア)ノ創設ニ先鞭ヲ着ケタリ。次イ
テ合衆國各州ハ陸續トシテ此種設ニ倣フ所アリ、遂ニ一八八四年ニ及
ビ茲ニ合衆國全土ニ係ル勞働省ノ設立ヲ見ルニ至レリ。
一方歐羅巴ニ在テハ英國カ一八八六年卒先シテ「勞働局」(レーボ
ア、ビュロー、後デパートメントニ昇格ス)ヲ設ケ、次テ佛蘭西(一
八九一年)、白耳義(一八九四年)、埃太利(一八九八年)等之ニ倣
フ所アリ、獨逸ハ一八九二年先ツ勞働統計調査委員會ヲ設ケタリシカ
一九〇二年四月一日以降ハ獨逸統計院ノ所管トシテ勞働統計部(アツ
ブタイトルング)ト稱セラレルニ至レリ又獨逸ニ於テハ發展ノ系路少シ

接諸國ノ勞働統計官廳ニ問合セテ發シ、以テ足ラザリシ所ヲ補綴セリ
吾人ハ本書ノ編纂ニ際シ是等諸官廳カ寄セラレシ厚意ヲ衷心感謝シ
併セテ其ノ裨益スル所甚大ナリシヲ茲ニ附記スルモノナリ。
世界ニ於ケル勞働統計界進歩發展ノ跡ヲ尋ネンニハ、之カ固有ナル
特設官廳ヲ有スル上記諸國ニ就テ先ツ研究ノ歩ヲ進ムルヲ便宜ナリト
ス。諸國中ニテモ就中米國マサチユーセツツ州ハ既ニ一八六九年「勞
働局」(ビュロー、オブ、レーボア)ノ創設ニ先鞭ヲ着ケタリ。次イ
テ合衆國各州ハ陸續トシテ此種設ニ倣フ所アリ、遂ニ一八八四年ニ及
ビ茲ニ合衆國全土ニ係ル勞働省ノ設立ヲ見ルニ至レリ。
一方歐羅巴ニ在テハ英國カ一八八六年卒先シテ「勞働局」(レーボ
ア、ビュロー、後デパートメントニ昇格ス)ヲ設ケ、次テ佛蘭西(一
八九一年)、白耳義(一八九四年)、埃太利(一八九八年)等之ニ倣
フ所アリ、獨逸ハ一八九二年先ツ勞働統計調査委員會ヲ設ケタリシカ
一九〇二年四月一日以降ハ獨逸統計院ノ所管トシテ勞働統計部(アツ
ブタイトルング)ト稱セラレルニ至レリ又獨逸ニ於テハ發展ノ系路少シ

ク之ト懸ヲ異ニス。其ノ他ノ諸國モ之ト前後シテ各々斯學ニ貢獻スル所アリシモ、其ノ發達ヲ見ルニ至リシハ全ク近時ニ屬ス、即チ和蘭、瑞典、那威、伊太利等ハ近年勞動統計ニ關スル機關ヲ特設シ、又丁條、洪牙利、西班牙、露西亞等ハ此ノ目的上既設ノ官廳ヲ擴張シ、又ハ擴張セントシツツアリ、尙歐羅巴以外ノ國ニ就テ云ハ、加奈太ニ勞動部（デバートメント、オブ、レーボア）、濠太利ニ「勞動局」（ビュロース、オブ、レーボア）ノ設ケアルハ共ニ注目ニ價ス。

是等諸國ノ中米國、英國、佛蘭西、白耳義、澳太利及獨逸ノ六國ニ就テハ吾人ノ最モ注意ヲ拂ハント欲スル所ナリ、例トナレハ是等諸國ノ勞動統計官廳ハ皆ニ其ノ規模組織カ大仕掛ナルノミナラス從來編纂シ來レル刊行物ニ於テモ其ノ數甚タ多シ。

剩ヘ是等諸國ニ在テハ工業ノ發達殊ニ顯著ナルカ故ニ、今此ノ六國ノ工業ヲ合算スレハ優ニ世界工業界ノ過半以上ヲ占ムル次第ナリ。サレハ吾人ハ先ツ是等諸國ニ於ケル勞動統計官廳ノ組織及事業ヲ經トシ其ノ他ノ事項ヲ緯トシテ述ヘ去ラントス、但シ茲ニ注意スヘキハ是等

ク之ト懸ヲ異ニス。其ノ他ノ諸國モ之ト前後シテ各々斯學ニ貢獻スル所アリシモ、其ノ發達ヲ見ルニ至リシハ全ク近時ニ屬ス、即チ和蘭、瑞典、那威、伊太利等ハ近年勞動統計ニ關スル機關ヲ特設シ、又丁條、洪牙利、西班牙、露西亞等ハ此ノ目的上既設ノ官廳ヲ擴張シ、又ハ擴張セントシツツアリ、尙歐羅巴以外ノ國ニ就テ云ハ、加奈太ニ勞動部（デバートメント、オブ、レーボア）、濠太利ニ「勞動局」（ビュロース、オブ、レーボア）ノ設ケアルハ共ニ注目ニ價ス。

是等諸國ノ中米國、英國、佛蘭西、白耳義、澳太利及獨逸ノ六國ニ就テハ吾人ノ最モ注意ヲ拂ハント欲スル所ナリ、例トナレハ是等諸國ノ勞動統計官廳ハ皆ニ其ノ規模組織カ大仕掛ナルノミナラス從來編纂シ來レル刊行物ニ於テモ其ノ數甚タ多シ。

剩ヘ是等諸國ニ在テハ工業ノ發達殊ニ顯著ナルカ故ニ、今此ノ六國ノ工業ヲ合算スレハ優ニ世界工業界ノ過半以上ヲ占ムル次第ナリ。サレハ吾人ハ先ツ是等諸國ニ於ケル勞動統計官廳ノ組織及事業ヲ經トシ其ノ他ノ事項ヲ緯トシテ述ヘ去ラントス、但シ茲ニ注意スヘキハ是等

官廳ノ機能ハ獨リ労働統計ニノミ限定サルルモノニ非ス、又概ネ
 其ノ他ノ職務ニモ擔ハルモノナレハ自然其ノ刊行物ニ就テモ労働統
 計以外ニ百ル場合アルヲ免レス。
 尙労働統計ナル觀念ニ就テ茲ニ定義ヲ下シ置ク必要缺クヘカラサ
 ル事ナレトモ、如何セン是カ意見隔々トシテ定ラス、殊ニ國際間ニ
 通有サルルモノトテハ殆ント是ナシト稱スルモ憚ラス、故ニ本來ナ
 レハ先ツ配述ノ順序トシテ其ノ定義ヲ下ス事當然ナルモ、如上ノ理
 由ニ據リ茲ニハ殊更之ヲ省略セリ。加之事實ノ上ヨリ觀ル時ハ労働
 統計官廳刊行書中ニハ當然除外スヘキ性質ヲ具有スルモノアルモ、
 之サヘ諸家ノ説ニ據リ其ノ見解ヲ異ニスル次第ニテ今是等一部ノ刊
 行書ヲ特ニ除外スルハ吾人ノ本旨トスル所ニ非ス。近時ノ産物タル
 是等労働統計官廳ノ紹介ニ當リ其ノ特有ナル方面ヲ細大洩ラサス
 記載セン事ハ吾人ノ業ヲ所ニシテ、勢ヒ労働統計ヲ離レタル事項ニ
 モ及ハサルヲ得サルナリ。

圖表

尙是等刊行書ニ就テハ、刊行ノ趣旨、所載項目、調査方針、調査

國勢院

ノ結果等ヲ概ネ記述セリ。
右ノ中調査ノ結果ニ關シテハ尙ソレ以上詳細ニ亙リタキ所存ナルモ
紙面ニ限りアレハ之ヲ刺愛セリ、何トナレハ上記六國ニ關スル特別
刊行書ノミニテモ既ニ其ノ部數一四一冊ニ達スル次第ニテ、同様
ナル理由ニ基キ調査手續ニ關スル記述モ同シ程度ニ止メタリ。因ニ
ニ云フ英國、佛蘭西、埃太利、米國ニ於ケル此ノ手續ニ就テハ一八
九四年一八八九年度獨逸帝國統計四季報ヲ以テ詳細論スル所アリ
タリ。吾人ハ該誌上ニ於テ先ツ統計ノ原理ヲ考察シ、而シテ後是等
諸國カ既ニ施行^レキ調査手續ヲ充分利用スルニハ如何ナル處置ヲ採
ルヘキヤト云フ事ニ論及シタリシヲ以テ、自然其ノ記述ハ精細ヲ旨
トシタリ。斯ノ如キ煩瑣ニシテ且ハ深遠ナル研究法ハ豊富ナル材料
ニ據リ權カニ極限セラレタル對象物ニ就テノミ行ハルルモノナリト
ス。

ノ結果等ヲ概ネ記述セリ。
右ノ中調査ノ結果ニ關シテハ尙ソレ以上詳細ニ亙リタキ所存ナルモ
紙面ニ限りアレハ之ヲ刺愛セリ、何トナレハ上記六國ニ關スル特別
刊行書ノミニテモ既ニ其ノ部數一四一冊ニ達スル次第ニテ、同様
ナル理由ニ基キ調査手續ニ關スル記述モ同シ程度ニ止メタリ。因ニ
ニ云フ英國、佛蘭西、埃太利、米國ニ於ケル此ノ手續ニ就テハ一八
九四年一八八九年度獨逸帝國統計四季報ヲ以テ詳細論スル所アリ
タリ。吾人ハ該誌上ニ於テ先ツ統計ノ原理ヲ考察シ、而シテ後是等
諸國カ既ニ施行^レキ調査手續ヲ充分利用スルニハ如何ナル處置ヲ採
ルヘキヤト云フ事ニ論及シタリシヲ以テ、自然其ノ記述ハ精細ヲ旨
トシタリ。斯ノ如キ煩瑣ニシテ且ハ深遠ナル研究法ハ豊富ナル材料
ニ據リ權カニ極限セラレタル對象物ニ就テノミ行ハルルモノナリト
ス。

吾人ハ通續上便宜多カラント思ヒ全部ノ刊行書ハ其ノ内容ニ從ヒ
之ヲ次ノ部門ニ分チ、概ネ其ノ事項ノミ亙ツテ論スル事トセリ、

但シ或調査ニ在テハ其ノ領域カ多クノ部門ニ跨ル場合アルハ勿論ノ事ナリトス。
イ 一般的労働事情、即チ總論、普通一般的ノ調査、大ナル職業部門ニ亘ル調査(例ヘハ採掘冶金ノ如キ)及女子、小兒等人ニ從フ調査、職業調査等
ロ 狹義ニ於ケル労働條件及労働者保護、殊ニ賃銀、労働時間、作業ニ伴フ危険、監督ヲ要スル仕事
ハ 疾病、災害、老衰、癆疾、失業等ニ對スル救済策
ニ 其ノ他ノ労働者福利増進施設、此ノ内ニハ住宅問題、生計費ヲモ含ム
ホ 團體、會社、組合、資本家組合、労働者組合
ヘ 労働ノ爭議ト其ノ調停和解
ト 其ノ他ノ事項
尙先ニ云ヒ遺シタル労働統計ニ關スル特設官廳以外ノ施設ニ就テ一貫セシ。是等施設ニ數フヘキ主タルモノハ、右ノ特設官廳ヲ除ケル其

尙先ニ云ヒ遺シタル労働統計ニ關スル特設官廳以外ノ施設ニ就テ一貫セシ。是等施設ニ數フヘキ主タルモノハ、右ノ特設官廳ヲ除ケル其

ノ他ノ統計施設及或特定ノ産業ニ對スル監督官廳並ニ政府若クハ國
會ノ設置シタル委員會等ヲ指ス。本書中各所ニ散見スル是等總テノ
施設ニ就テ調査ヲ遂ケン事ハ勿論頗ル至難ナル業ニシテ、外國ニ就
テハ殊ニ其ノ感ヲ深フスル次第ナリ。我獨逸ノ如キモ勞動統計部カ
設ケラルルニ至リシハ極メテ近年ノ事ニシテ、吾人ハ此ノ點ヨリ觀テ
モ本書カ完全ニテ絕對ノ權威アルモノトハ思惟セス。此ノ方面ノ研
究ニ就テハ吾人カ諸國ノ官廳ヲ煩ハス事甚タ多カリシ旨ヲ旨明シ、
茲ニ重ネテ深厚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。
要之本書ノ内容ニハ豫メ一定ノ範圍ヲ劃シアリ、其ノ取材ハ概ネ
最近十年以内ニ於ケル重要ノモノニ止メタリ。
吾人カ本書ヲ編纂スルニ至リシ所以ノモノハ、之カ刊行ニヨリテ
勞動統計ニ關スル特設官廳ノ事業ヲ援助シ、尙出來得ヘクンハ諸國
ニ於ケル是等事業ノ統一ニ就テ其ノ素地ヲ作ラン事ヲ期セシニ外ナ
ラス。若シ夫レ是等特設官廳ノ細節枝葉ニ至ツテハ本書ニ記スル所
必スシモ均シカラサルモノアリ、今之ヲ災害統計ニ就テ引例セン

ノ他ノ統計施設及或特定ノ産業ニ對スル監督官廳並ニ政府若クハ國
會ノ設置シタル委員會等ヲ指ス。本書中各所ニ散見スル是等總テノ
施設ニ就テ調査ヲ遂ケン事ハ勿論頗ル至難ナル業ニシテ、外國ニ就
テハ殊ニ其ノ感ヲ深フスル次第ナリ。我獨逸ノ如キモ勞動統計部カ
設ケラルルニ至リシハ極メテ近年ノ事ニシテ、吾人ハ此ノ點ヨリ觀テ
モ本書カ完全ニテ絕對ノ權威アルモノトハ思惟セス。此ノ方面ノ研
究ニ就テハ吾人カ諸國ノ官廳ヲ煩ハス事甚タ多カリシ旨ヲ旨明シ、
茲ニ重ネテ深厚ナル謝意ヲ表スルモノナリ。
要之本書ノ内容ニハ豫メ一定ノ範圍ヲ劃シアリ、其ノ取材ハ概ネ
最近十年以内ニ於ケル重要ノモノニ止メタリ。
吾人カ本書ヲ編纂スルニ至リシ所以ノモノハ、之カ刊行ニヨリテ
勞動統計ニ關スル特設官廳ノ事業ヲ援助シ、尙出來得ヘクンハ諸國
ニ於ケル是等事業ノ統一ニ就テ其ノ素地ヲ作ラン事ヲ期セシニ外ナ
ラス。若シ夫レ是等特設官廳ノ細節枝葉ニ至ツテハ本書ニ記スル所
必スシモ均シカラサルモノアリ、今之ヲ災害統計ニ就テ引例セン

ニ、利邊、地太利ノ災害統計ハ他ノ國ヨリモ其ノ組織整然タルモノナ
レトモ、其ノ事業ハ官制上労働統計官廳ノ所管ニ非スシテ他ノ官廳ニ
委ネアリ、故ニ管掌事務ノ上ヨリ云ヘハ、兩國ノ労働統計官廳ニハ此
ノ施設ナクシテ、反ツテ其ノ他ノ諸國ニ是アル次第ナリ、又吾人ノ見
解ヨリスレハ、從來諸國ノ労働統計官廳カ當然經濟政策上ノ問題タル
ヘキ取事以テ社會政策上ノ問題トシテ、—— 殊クトモ歐羅巴ニ在リテ
ハ—— 取扱ヒシモノアリ、是等事項ハ又本書ヨリ除外シタリ、
初メ本書ノ起草ニ當リテハ、前記六國以外又餘ノ諸國ヲモ此ノ上
巻中ニ編入スルノ計劃ヲ立テ、例々一九〇三年九月柏林ニ第九回國際
統計會議開催セラレシトモ折ナリシカハ、其ノ頃マテニ脱稿ノ接ヒ
トナラン事ヲ切ニ望ミタリ、然ル處資料ノ蒐集、編輯、校閲等ニ繁忙
ナル時日ヲ費シテ餘日ナカリシハ遺憾ナリ、
茲ニ於テ本書ニ所載セントスル刊行物數ヲ論ヘシ處—— 勿論其ノ
調査ノ方法タルヤ稍妥當ヲ缺キシ感アリ、例トナレハ刊行物ノ數量ノ
ミヨリシテハ其ノ内容、材料蒐集ノ難易等ハ之ヲ推知スル事不可能ニ

ニ、利邊、地太利ノ災害統計ハ他ノ國ヨリモ其ノ組織整然タルモノナ
レトモ、其ノ事業ハ官制上労働統計官廳ノ所管ニ非スシテ他ノ官廳ニ
委ネアリ、故ニ管掌事務ノ上ヨリ云ヘハ、兩國ノ労働統計官廳ニハ此
ノ施設ナクシテ、反ツテ其ノ他ノ諸國ニ是アル次第ナリ、又吾人ノ見
解ヨリスレハ、從來諸國ノ労働統計官廳カ當然經濟政策上ノ問題タル
ヘキ取事以テ社會政策上ノ問題トシテ、—— 殊クトモ歐羅巴ニ在リテ
ハ—— 取扱ヒシモノアリ、是等事項ハ又本書ヨリ除外シタリ、
初メ本書ノ起草ニ當リテハ、前記六國以外又餘ノ諸國ヲモ此ノ上
巻中ニ編入スルノ計劃ヲ立テ、例々一九〇三年九月柏林ニ第九回國際
統計會議開催セラレシトモ折ナリシカハ、其ノ頃マテニ脱稿ノ接ヒ
トナラン事ヲ切ニ望ミタリ、然ル處資料ノ蒐集、編輯、校閲等ニ繁忙
ナル時日ヲ費シテ餘日ナカリシハ遺憾ナリ、
茲ニ於テ本書ニ所載セントスル刊行物數ヲ論ヘシ處—— 勿論其ノ
調査ノ方法タルヤ稍妥當ヲ缺キシ感アリ、例トナレハ刊行物ノ數量ノ
ミヨリシテハ其ノ内容、材料蒐集ノ難易等ハ之ヲ推知スル事不可能ニ

シテ、唯参考トナリシハ、僅カニ事業ニ就テノ記述方法ノミニ過キサ
リキ——到底期日迄ニ上梓スル事能ハサルヲ惜リヌ。前ニモ述ヘシ
カ如ク米國ノ労働統計官廳カ其ノ特別報告ニテ報スル所ニ據レハ英國
・佛蘭西・白耳義・埃太利・獨逸ニ於ケル労働統計特設官廳カ刊行セ
シ此ノ種ノ刊行物ハ合計一四一種ニシテ其ノ卷數三五〇卷ニ達ス、而
シテ此ノ中ニハ是等各一國ニ於ケル定期刊行物ヲ内輪ニ見テ平均一〇
卷トシテ計上セリ、
右ノ外是等諸國ニ於ケル自餘ノ官廳及委員會等ノ刊行物ハ一三〇種、
四五〇卷ニシテ、其ノ他米國各州ニ於ケル労働統計ニ就テ敘述センニ
ハ、勞ビ各州局ノ刊行物ヲモ引用セサルヘカラス、而シテ此ノ數優ニ
四五〇種、約五〇〇卷ヲ數フニ至ルヘシ。
斯ノ如キ事情ナリシカハ、本書ハ上下卷ノ二部ニ分チ、上卷ニハ前
記六國ノミニ就テ論スル事トセリ、尚終リニ隨ミ資料ノ蒐集ハ一九〇
三年八月ヲ以テ締切トセシ事ヲ附記ス。

シテ、唯参考トナリシハ、僅カニ事業ニ就テノ記述方法ノミニ過キサ
リキ——到底期日迄ニ上梓スル事能ハサルヲ惜リヌ。前ニモ述ヘシ
カ如ク米國ノ労働統計官廳カ其ノ特別報告ニテ報スル所ニ據レハ英國
・佛蘭西・白耳義・埃太利・獨逸ニ於ケル労働統計特設官廳カ刊行セ
シ此ノ種ノ刊行物ハ合計一四一種ニシテ其ノ卷數三五〇卷ニ達ス、而
シテ此ノ中ニハ是等各一國ニ於ケル定期刊行物ヲ内輪ニ見テ平均一〇
卷トシテ計上セリ、
右ノ外是等諸國ニ於ケル自餘ノ官廳及委員會等ノ刊行物ハ一三〇種、
四五〇卷ニシテ、其ノ他米國各州ニ於ケル労働統計ニ就テ敘述センニ
ハ、勞ビ各州局ノ刊行物ヲモ引用セサルヘカラス、而シテ此ノ數優ニ
四五〇種、約五〇〇卷ヲ數フニ至ルヘシ。
斯ノ如キ事情ナリシカハ、本書ハ上下卷ノ二部ニ分チ、上卷ニハ前
記六國ノミニ就テ論スル事トセリ、尚終リニ隨ミ資料ノ蒐集ハ一九〇
三年八月ヲ以テ締切トセシ事ヲ附記ス。

米國ノ労働統計ハ一八六九年マサチユースツツ州ユ「労働局」(ビ
ユーロー、オプ、レーボア)カ創設セラレシ以來頓ニ其發展ヲ見ルニ
至リヌ。工業盛シタルマサチユースツツ州ニ於テハ已ニ久シキ以前
リ幾多労働ニ關スル係争問題發出セシカハ、労働者保護法ノ實現ヲ時
人ノ畏懼スル所タリキ。ソレカ爲労働局創設以前ニ當リ、既ニ委員會
ノ組織ヲ見タリシモ、其效果渺ナカリキ。夫テ一八六九年時ノ議會ニ
十時間制ニ關スル請願書提出セラレ、就中有力ナル靴製造人組合ハ社
團權ノ認用ヲ迫リシカト却下セラレタリ、サレト後等ハ之ニ屬セズ議
會ノ終了ヲ待テ、茲ニ労働統計局設立ノ運動シタリ。

北米合衆國

米國ノ労働統計ハ一八六九年マサチユースツツ州ユ「労働局」(ビ
ユーロー、オプ、レーボア)カ創設セラレシ以來頓ニ其發展ヲ見ルニ
至リヌ。工業盛シタルマサチユースツツ州ニ於テハ已ニ久シキ以前
リ幾多労働ニ關スル係争問題發出セシカハ、労働者保護法ノ實現ヲ時
人ノ畏懼スル所タリキ。ソレカ爲労働局創設以前ニ當リ、既ニ委員會
ノ組織ヲ見タリシモ、其效果渺ナカリキ。夫テ一八六九年時ノ議會ニ
十時間制ニ關スル請願書提出セラレ、就中有力ナル靴製造人組合ハ社
團權ノ認用ヲ迫リシカト却下セラレタリ、サレト後等ハ之ニ屬セズ議
會ノ終了ヲ待テ、茲ニ労働統計局設立ノ運動シタリ。
新設労働統計局ハ一八六九年六月二十二日附法律ニ據リ「凡ソ州内ニ
於ケル總テノ労働方面ニ亘リ、特ニ殖産興業獎勵ノ目的上労働者階級
ニ關スル商業上、工業上、社會上、教育上、保健上ノ狀況ニ就テ精細
ナル統計材料ノ蒐集、編成ニ從事シ、毎年其報告ヲ立法部ニ提出スヘ
シ」テアフ職務ヲ委ネラルルニ至レリ。

マサチユ一セツツ州ニ於ケル労働統制局設立ノ状況上述ノ如ク抄々
シカラサリシヲ以テ、同局ノ將來ハ頗ル多難ナルヲ思ハシメシカト、
總本其新章ノ宜シカリシト、且ハ當ニ能ク不備不備ノ諸般ヲ持續セシ
カハ、同局ノ事業ハ稀リマサチユ一セツツ州ニ於テ歴メラレシノミナ
ス、遂ニハ台録國全土ニ於テ其範ヲ垂ルルニ至リ、各州ハ陸々次テ勞
働局ノ設立ヲ企テ至レリ茲ノ如クニシテ既ニ一八七〇年代ニハベ
ンシルヴエニアヲ筆頭トシテコンチクチカワト、ミソソリ、オハイ
オ州等之ニ參加シ、次テ一八八〇年代ニ及ンテハ工業盛ンナル州、主
トシテ北部、中部ノ諸州カ陸續之ニ俱ヒ、尙南部、西部ノ若干州モ之
ニ隨ヒタリ。是等ノ諸州ハ何レモ其設立ニ當テハ幾多ノ困難ニ遭遇
シ、中ニハ一時取ハ永久ニ廢局トナリシモノサヘアリシモ、労働統制
局設立ノ必要ハ益々急務タルコトヲ認メラレ、ニ至リシヲ以テ現時ニ
在リテハ同局ノ設立セラレシモノ三十一州ニ及ヘ居レリ。

又ソレト前後シテ、是等各州局ノ統一官廳タル合衆國中央局設立ノ
運動モ開始セラレタリ、而シテ其結果現時ノ「合衆國労働省」設立ヲ

ル、ニ至レリ。本省ノ設立セラレシハ全ク一八七一年ニ於ケルマサチ
ユ―セツツ州議員ノ建議ニ因ルモノニシテ、一八八四年ノ頃マテハ少
ナクトモ内務省内ノ一局トシテ「労働局」ヲ設ケ、之ヲシテ統計事務
ヲ掌ラシメントノ意嚮ナリキ。

労働省ノ職務タルヤ「労働省ハ合衆國人民ノ物質上、社會上、精神
上、風教上ノ康安ヲ増進セン目的上、最モ廣キ意味ノ労働、殊ニ資本
労働時間、男女労働者ノ勤務等ニ關シ必要ナル報告ヲ蒐集、編成ス」
ト云フニアリ、同省ハ一八八八年六月十三日附法律ニ據リ「労働省」
トシテ一ツノ獨立官廳ニ昇格シ、合衆國自餘ノ各省、所謂キヤピ子ツ
ト、オツフェイスノ伍伴ニ入りタリ、只他省ト異ルハ労働省ハ各省會議
ノ際ニモ其長官ヲ之ニ列席セシメサル規定ナリ。

労働省長官（コムミツシヨナ―、オブ、レーボア）ハ合衆國大統領
ニ直屬シ、其任期ハ四年ニシテ官廳上政黨政派ニ關係ナキヲ以テ悉モ
政變ニ觸レサルモノトス。

労働省

國勢院

其地ノ中央官廳ニシテ最近官制組織ノ變革ヲ見タルモノ多シ、例ヘ
 ハ郵務労働省ハ一九〇三年二月十四日附法律ニ據リ其他ノエタセテチ
 ーウ、デパートメントメンツト四列ニ伍スルニ至レリ同省ハ従来内外ノ商業
 工業、鑛業、運輸、水産漁業、労働交通等事務ヲ掌リ來リシモ、官制
 改正ノ結果同省ニハ尙重疊ナル中央統制官廳所屬スル事トナレリ、即
 チ是迄獨立シ居タリシ労働省、大臣省管下ノ統制局、移民局、内務省
 管下ノセンサス局、國務省管下ノ通商局等ハ悉ク新設商務労働省ノ所
 管トナリ、其際前記通商局ト統制局トハ合併スル事トナレリ。ソレト
 同時ニ同省長官ハ統制事務ヲ兼タニ擔當シテ、其管下ナル上記諸局ノ
 一致連絡ヲ計ルノ機能ヲ兼テレタリ、因ミテ總テ是等ノ事項ヲ設定セ
 ル法律ハ一九〇三年七月一日附ヲ以テ效力ヲ發生セリ。故ニ従来大體
 但ニ直屬シタリシ労働省ハ今ヤ内閣ノ一員タル上記商務労働省長官ニ
 兼屬スル事トナレリ。上述ノ外向其以後ニ於テ組織ノ變更アリヤモ
 附リ難キヲ以テ以下労働省ニ就テ述ブ所ハ舊局タル労働省ヲ包含セ
 ル従来ノ労働省ニ就テ論シアルモノト心得ラレタシ。労働省官ノ任命

其地ノ中央官廳ニシテ最近官制組織ノ變革ヲ見タルモノ多シ、例ヘ
 ハ郵務労働省ハ一九〇三年二月十四日附法律ニ據リ其他ノエタセテチ
 ーウ、デパートメントメンツト四列ニ伍スルニ至レリ同省ハ従来内外ノ商業
 工業、鑛業、運輸、水産漁業、労働交通等事務ヲ掌リ來リシモ、官制
 改正ノ結果同省ニハ尙重疊ナル中央統制官廳所屬スル事トナレリ、即
 チ是迄獨立シ居タリシ労働省、大臣省管下ノ統制局、移民局、内務省
 管下ノセンサス局、國務省管下ノ通商局等ハ悉ク新設商務労働省ノ所
 管トナリ、其際前記通商局ト統制局トハ合併スル事トナレリ。ソレト
 同時ニ同省長官ハ統制事務ヲ兼タニ擔當シテ、其管下ナル上記諸局ノ
 一致連絡ヲ計ルノ機能ヲ兼テレタリ、因ミテ總テ是等ノ事項ヲ設定セ
 ル法律ハ一九〇三年七月一日附ヲ以テ效力ヲ發生セリ。故ニ従来大體
 但ニ直屬シタリシ労働省ハ今ヤ内閣ノ一員タル上記商務労働省長官ニ
 兼屬スル事トナレリ。上述ノ外向其以後ニ於テ組織ノ變更アリヤモ
 附リ難キヲ以テ以下労働省ニ就テ述ブ所ハ舊局タル労働省ヲ包含セ
 ル従来ノ労働省ニ就テ論シアルモノト心得ラレタシ。労働省官ノ任命

國勢院

今日迄ノ所大統領カ元老院ノ協賛ヲ經テ四年毎ニ之ヲ行ヒ來レリ。長官ハ自省ニ於ケル總テノ官吏ニ對シ任命黜陟ノ權ヲ握ル、労働省ノ人員ハ事業ノ輕重ニ從ヒ一定セス、一九〇三年四月ノ調査ニ據レハ、人員一〇四名ニシテ、次年度ノ豫算トシテ一九二、二二〇弗ノ支出ヲ可決セリ長官ノ次席ニハ局長（チーフ、クォーター）アリテ、長官ニ代フテ代表者タル事アリ、其外統計官若干名、會計總速記、圖書、翻譯各一名及多數ノ書記、下級官吏アリ、以上ハ本省詰ニシテ、外事掛トシテハスベシアル、エジエントハ年度ニ依リ間々非常ナル數ニ達スル場合アリ、例ヘハ一八九八年ヨリ一八九九年ニ亙リテハ其特派員所二十箇所ニ及ヘリ、彼等ハ又必セニ臨時ニ採用セラル、事アリ、尙彼等ノ代リニ本省詰ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツル場合モアリ、面シテ労働省ノ行フ主業ナル調査ハ是等スベシアル、エジエントノ手ヲ借リテ行フヲ常則トス。彼等ハ豫メ周到ナル注意ヲ以テ作製セル申告書用紙ヲ本省ヨリ受取り各自調査區域ニ赴キ、當該ノ人々ニ就テ職業其他必セナル事項ヲ親シ

ハ今日迄ノ所大統領カ元老院ノ協賛ヲ經テ四年毎ニ之ヲ行ヒ來レリ。長官ハ自省ニ於ケル總テノ官吏ニ對シ任命黜陟ノ權ヲ握ル、労働省ノ人員ハ事業ノ輕重ニ從ヒ一定セス、一九〇三年四月ノ調査ニ據レハ、人員一〇四名ニシテ、次年度ノ豫算トシテ一九二、二二〇弗ノ支出ヲ可決セリ長官ノ次席ニハ局長（チーフ、クォーター）アリテ、長官ニ代フテ代表者タル事アリ、其外統計官若干名、會計總速記、圖書、翻譯各一名及多數ノ書記、下級官吏アリ、以上ハ本省詰ニシテ、外事掛トシテハスベシアル、エジエントハ年度ニ依リ間々非常ナル數ニ達スル場合アリ、例ヘハ一八九八年ヨリ一八九九年ニ亙リテハ其特派員所二十箇所ニ及ヘリ、彼等ハ又必セニ臨時ニ採用セラル、事アリ、尙彼等ノ代リニ本省詰ノ官吏ヲ以テ之ニ充ツル場合モアリ、面シテ労働省ノ行フ主業ナル調査ハ是等スベシアル、エジエントノ手ヲ借リテ行フヲ常則トス。彼等ハ豫メ周到ナル注意ヲ以テ作製セル申告書用紙ヲ本省ヨリ受取り各自調査區域ニ赴キ、當該ノ人々ニ就テ職業其他必セナル事項ヲ親シ

各州ノ勞働統計局
 先キニ記セル如ク米國各州ニ於ケル勞働統計局ハ三十一箇所ニシテ
 次員ニ其ノ一覽圖表ヲ掲ケアリ、右ハ吾人ノ最善ノ方法ヲ盡シテ調査シ
 タルモノナリ。勿論是等地方局中餘リ歐羅巴ニ知ラレス、從テ其刊行
 物ノ如キ吾人ニ紹介サル、事務ナル局ニ在テハ其設備若クハ兼該ノ不
 明ナルモノアルハ免レ難シ也スルニ技ニ一覽表トシテ掲ケタル所以ノ
 モノハ米國各地方ニ於ケル統計發展ノ狀ヲ鳥瞰スルニ便センカ爲ナリ
 而シテ其順位ハ主トシテ其設立ノ年代ニ從ヘリ。

夕調査シテ其結果ヲ本省ニ齎スモノナリ。
 各州ノ勞働統計局

此一覽表ハ我邦通勞働統計部カ直接勞働省ニ問合セタル調査ニ基キ
 尙同省刊行ニ係ル「米國各州勞働局カ一九〇二年三月一日迄ニ出版セ
 レ刊行書ノ索引」(本書ノ刊行部數ハ僅カナリ)ヲ參考トシテ調査シ
 タリ。

米國ニハ尙此一覽表所載以外テキサス、ニウ、メキシコ、アルカン
 サス州ニ各勞働局等アレトモ、是等ハ勞働省ト打合セタル上、茲ニ載
 セサル事トシ、又已ニ廢局トナリシユータ、サウス、ダコタノ兩局ハ
 前者ハ刊行物一アリ、後者ニハナシ)ヲモ省キタリ。

此表ヲ一覽セハ、讀者ハ各局官制及其刊行物數ヲ知悉スルニ止マラ
 ス、又州局ニ依リテハ其名稱ヲ異ニスルヲ見ルヘシソハ各州局ノ設立
 ハ概ネ能ワマサチユ一セツツ州局ニ型トリシモノナレト、必スシモ總
 アノ局カ單ニ勞働統計ノミノ目的ニテ設ケラレシモノトハ辨スルヲ得
 ス、或局ニ在テハ在來ノ既設局ヲ擴張シタルモノモアリ、サレハ各州局
 ノ大部分ハ勞働統計以前^外又其他ノ統計事務(一般統計、移民統計、人
 口調査等ノ如キ)ノ遂行ヲ目的トシタルモノニシテ、局ニ依リテハ尙

此の如く、労働者保護法ノ施行ニ關スル諸種ノ事業、例ヘハニウ、ヨ
 ーク州カ協定ヲ遂タルニ際シテノ或條件ノ遵守、懲役ノ監視、賃銀支
 拂、鐵道及煉瓦製造業ニ於ケル労働時間、女子従業員ノ座席問題等ニ
 就テ著々事業ヲ擧ケ來レリ、尙同局ニハ無料職業紹介所ノ設備モ是ア
 リ、近時（一九〇一年）又々事務ノ擴張ヲ見タル結果工場及鐵山監督

此外ニ行政事務ヲ掌ルモノアリ、就面多クノ州局ニ在テハ工業ノ管理（
 工場及鐵山ノ監督）ヲモ兼テ行ハレムモノニシテ、近時ニ至リテハ
 オハイオ州ノ施設ニ倣ヒ無料職業紹介所（フリー、エムプロイメント
 、オツフェイス）ノ設備ヲ設タル州局多ク、此施設ハ又多クノ都市ニ向
 ツテモ施サル、ニ至レリ。

今是等州局中ノ最大ナルマサチユ―セツツ及ニウ、ヨ―クノ兩局ニ
 就テ之ヲ觀レハ、各州局ノ管掌事務ニ於テ如何ニ大ナル軒輊ノ存スル
 ヤヲ知ルノ好適例タラン、マサチユ―セツツ局ハ其設立以來専ラ統計（
 労働統計及センサス）方面ニ銳意盡瘁シツ、アリ、此方面ニカケテハ
 他ノ如何ナル州局ト雖モ之ニ匹敵スルモノナシ。然ルニ一方ニウ、ヨ
 ーク州局ハ労働者保護法ノ施行ニ關スル諸種ノ事業、例ヘハニウ、ヨ
 ーク州カ協定ヲ遂タルニ際シテノ或條件ノ遵守、懲役ノ監視、賃銀支
 拂、鐵道及煉瓦製造業ニ於ケル労働時間、女子従業員ノ座席問題等ニ
 就テ著々事業ヲ擧ケ來レリ、尙同局ニハ無料職業紹介所ノ設備モ是ア
 リ、近時（一九〇一年）又々事務ノ擴張ヲ見タル結果工場及鐵山監督

共同シテ協議ヲ開ク事モアリ。
谷州ノ局長ハ昔年二年乃至ハソレ以上ノ任期ヲ以テ知事ノ任命ス
ル所タリ、労働省長官カ改進黨派ノ如何ニ拘ラス留任シ居ルニ反シ、各
州局長ノ更迭ハ至ラザルモノナレハ、假令好悪ナル者任者ヲ選ブ
トシテモ局長トシテハ貴重ナル経験者ヲ要ス次第ニテ職ヲ不利ナリ。
又局長更迭ニ伴ヒ従ラニ費用ナル設備ノ補サレ、職モ労働省ノ發展
ヲ阻害スル所以ニシテ局長更迭ニ關スル懸念ハ年報ヲ觀シ、又ハ政府
官ノ毎年度同ニ職シ居ル者數ヲ、所タリ各州局長カスベシアル、エシ
エントノ助力ニ依ル所至方法ニ成制職ヲ附シアルハ全ク是等ノ不能
能ニシテモノナリ、若人カ同知スル職リニテハ、米穀各州局長若千名
ノスベシアル、エシエントラ官任トシテ採用スル所ハ他方ニ、三州ニ
過キサル田ニテ、勸業中管官ノ交附ノ如キハ商工業監督官又ハ其職ノ
官任トノ共力ニ依ルカ、形又ニ、三州州ニ於ケルカ如ク労働省長
官ノ助力ヲ安スルモノナリ。兎ニ角米國ノ法律ハ各州局長ノ設立ニ關シ
局長ニ與フルニ次ノ如キ職況ナル職能ヲ以テスルヲ過則トス、但シ米國

國勢院

共同シテ協議ヲ開ク事モアリ。
谷州ノ局長ハ昔年二年乃至ハソレ以上ノ任期ヲ以テ知事ノ任命ス
ル所タリ、労働省長官カ改進黨派ノ如何ニ拘ラス留任シ居ルニ反シ、各
州局長ノ更迭ハ至ラザルモノナレハ、假令好悪ナル者任者ヲ選ブ
トシテモ局長トシテハ貴重ナル経験者ヲ要ス次第ニテ職ヲ不利ナリ。
又局長更迭ニ伴ヒ従ラニ費用ナル設備ノ補サレ、職モ労働省ノ發展
ヲ阻害スル所以ニシテ局長更迭ニ關スル懸念ハ年報ヲ觀シ、又ハ政府
官ノ毎年度同ニ職シ居ル者數ヲ、所タリ各州局長カスベシアル、エシ
エントノ助力ニ依ル所至方法ニ成制職ヲ附シアルハ全ク是等ノ不能
能ニシテモノナリ、若人カ同知スル職リニテハ、米穀各州局長若千名
ノスベシアル、エシエントラ官任トシテ採用スル所ハ他方ニ、三州ニ
過キサル田ニテ、勸業中管官ノ交附ノ如キハ商工業監督官又ハ其職ノ
官任トノ共力ニ依ルカ、形又ニ、三州州ニ於ケルカ如ク労働省長
官ノ助力ヲ安スルモノナリ。兎ニ角米國ノ法律ハ各州局長ノ設立ニ關シ
局長ニ與フルニ次ノ如キ職況ナル職能ヲ以テスルヲ過則トス、但シ米國

國勢院

労働者ニ就テハ然ラサルナリ。一人々ヲ召集シ、用紙ヲ徴集シ、監人ノ
 宣誓ヲ聽取スヘシト。然レトモ斯ノ如キ法律ノ履行殊ニ宣誓ヲ聽取
 スルカ如キ事ハ事實得テ行ヒ難キモノエシテ、ヨシヤ調査ノ結果カ不
 首尾ニ終ラントモ、斯カル副則的手取ヲ講スル事ノ難メテ稀有ナルハ
 各州局長カ毎年催メ局長會議ニ於ケル彼等ノ口吻ニ徴シテモ明カナリ。
 各州局長ハ米國労働省ニ對シ各自金ク獨立ノ立場ニアルモノナレトモ
 非公式ニ於テハ相互ノ親睦關係ヲ得シカ爲會同ヲ催スコトアリ、右ハ
 主トシテ「米國労働統計局職員協會」(ナショナル、アツソシエーシ
 ヨン、オブ、オツファイヤシアルス、オブ、ビニエーロウス、オブ、レ
 ボア、スタチスナツタス)ナル機關ユヨル。毎年開催地ヲ換ヘテ催サル
 ル此會同カ協會創立當初ノ趣旨タル統計ノ統一ヲ期セン云々ノ目的ヲ
 達スルニハ前途未タ程遠シト雖モ、此機關アルカ爲彼等ハ毎年度ニ於
 ケル事實ノ經過統計調査方法等ニ就テ互ニ意見ヲ交換シ得、延テ統計
 ノ發達ニ貢獻スル所多大ナリ尙此會同ノ經過ニ就テハ報告書出ス。

労働者ニ就テハ然ラサルナリ。一人々ヲ召集シ、用紙ヲ徴集シ、監人ノ
 宣誓ヲ聽取スヘシト。然レトモ斯ノ如キ法律ノ履行殊ニ宣誓ヲ聽取
 スルカ如キ事ハ事實得テ行ヒ難キモノエシテ、ヨシヤ調査ノ結果カ不
 首尾ニ終ラントモ、斯カル副則的手取ヲ講スル事ノ難メテ稀有ナルハ
 各州局長カ毎年催メ局長會議ニ於ケル彼等ノ口吻ニ徴シテモ明カナリ。
 各州局長ハ米國労働省ニ對シ各自金ク獨立ノ立場ニアルモノナレトモ
 非公式ニ於テハ相互ノ親睦關係ヲ得シカ爲會同ヲ催スコトアリ、右ハ
 主トシテ「米國労働統計局職員協會」(ナショナル、アツソシエーシ
 ヨン、オブ、オツファイヤシアルス、オブ、ビニエーロウス、オブ、レ
 ボア、スタチスナツタス)ナル機關ユヨル。毎年開催地ヲ換ヘテ催サル
 ル此會同カ協會創立當初ノ趣旨タル統計ノ統一ヲ期セン云々ノ目的ヲ
 達スルニハ前途未タ程遠シト雖モ、此機關アルカ爲彼等ハ毎年度ニ於
 ケル事實ノ經過統計調査方法等ニ就テ互ニ意見ヲ交換シ得、延テ統計
 ノ發達ニ貢獻スル所多大ナリ尙此會同ノ經過ニ就テハ報告書出ス。

刊行物

一、台衆國労働省ノ刊行物
 刊行物ハ排列ノ上ヨリ見容キ方宜シカラント思ヒ茲ニハ年代順ニ
 ラス、緒言ニモ記セシ通り部門別ニ分テタリ、乍然此部門別ハ米國ニ
 就テヨリハ寧ロ以下後章ニ於ケル其儘ノ各國ニ通スルモノナラント思
 惟ス、例トナレハ米國ノ労働統計、殊ニ台衆國労働省ノ管掌事務ハ
 歐羅巴ノ夫ニ比シテ大ナル特色ヲ有スレハナリ、例ヘハ労働者保護ニ關
 スル立法ノ如キハ憲法ニ據レハ台衆國政府ノ掌ル所ニ非ス、其他同
 種ニ關スル事項ニ就テ云フモ、台衆國労働省ハ之カ調査ニ携ハサル定

米國労働統計ニ關スル刊行物ハ先ツ年報、特別報告及「米國労働省
 省報告」ノ三類ニ分テテ之ヲ説明シ、次ニ右以外ノ労働統計ニ就テ、
 尙般後ニ各州局ノ夫ニ就テ其概況ヲ述ヘントス、勿論米國労働省ノ業績
 カ率ニ以下ニ掲ケントスル刊行物ノミニニ踏踏スルモノニハ非ス、例ヘ
 ハシー、ライト氏（副マサチューセツ州局長ニシテ其後米國労働省
 長官ニ榮轉セシ有名ナル人）ノ如ク幾多有力ナル著書アレトモ、茲ニ

一、台衆國労働省ノ刊行物
 刊行物ハ排列ノ上ヨリ見容キ方宜シカラント思ヒ茲ニハ年代順ニ
 ラス、緒言ニモ記セシ通り部門別ニ分テタリ、乍然此部門別ハ米國ニ
 就テヨリハ寧ロ以下後章ニ於ケル其儘ノ各國ニ通スルモノナラント思
 惟ス、例トナレハ米國ノ労働統計、殊ニ台衆國労働省ノ管掌事務ハ
 歐羅巴ノ夫ニ比シテ大ナル特色ヲ有スレハナリ、例ヘハ労働者保護ニ關
 スル立法ノ如キハ憲法ニ據レハ台衆國政府ノ掌ル所ニ非ス、其他同
 種ニ關スル事項ニ就テ云フモ、台衆國労働省ハ之カ調査ニ携ハサル定

一、合衆國労働省報告
 二、有ニル報告書ノ解説ト索引
 三、米國合衆國ノ労働法
 四、産業界ノ逼迫
 五、生産費
 六、米國合衆國ノ辯論工業
 七、手工及機械業ノ労働
 八、公私ニ於ケル水道、瓦斯、電燈設備
 九、囚徒ノ作業
 一〇、大都市ニ於ケル女子賃銀労働者
 一一、男女及幼者ノ仕事ト其ノ賃銀

國勢院

メニテ、合衆國労働省ハ寧ロ國內労働者ノ經濟的及社會的地位ノ向上
 又ハ賃銀労働者ノ如キ國民中ノ最階級ニ就テノ問題又ハ飲酒癖ノ如キ
 國民全般ニ共通ナル問題ニ就テ主トシテ調査ヲ遂ケ來レリ。
 前記排列順ニ依レハ合衆國労働省ノ刊行物ハ左ノ如シ。

- 一 合衆國労働省報告
- 二 有ニル報告書ノ解説ト索引
- 三 米國合衆國ノ労働法
- 四 産業界ノ逼迫
- 五 生産費
- 六 米國合衆國ノ辯論工業
- 七 手工及機械業ノ労働
- 八 公私ニ於ケル水道、瓦斯、電燈設備
- 九 囚徒ノ作業
- 一〇 大都市ニ於ケル女子賃銀労働者
- 一一 男女及幼者ノ仕事ト其ノ賃銀

國勢院

以上ノ記述ヨリ想像スル時ハ本誌ノ目的カ歐羅巴ニ於ケル勞働統計局ノ月刊誌ニ稍類スルカ如ク思惟サルレト事實ハ全ク然ラズシテ、例ヘハ勞働市場、産業ノ狀況、各働ノ統計報告並其ノ他ノ報告、同歸的ニ行フ調査結果發表等ニ關シ毫モ持續的ノ觀察ヲ爲サズルモノナリ。本誌カ先ツ筆頭ニ掲載スルモノハ合衆國勞働省ノ施行ニ係ル同省獨特ノ調査報告ニシテ有價値ナルモノ甚タ多ク其ノ論鋒ノ外國ニ及フ事稀ナリトセス、右ノ趣ヨリ云ハハ本誌ハ恰モ學術專門雜誌ノ觀アリ。此調査報告ノ次キニハ普通各州局及ヒ外國ノ刊行物ノ紹介アリ、尙最後ニハ國會及各州ニ關係アル勞働法並其ノ解説トモナルヘキ裁判所ノ判決ニ就キテモ報道ヲ爲スモノナリ。

以上ノ記述ヨリ想像スル時ハ本誌ノ目的カ歐羅巴ニ於ケル勞働統計局ノ月刊誌ニ稍類スルカ如ク思惟サルレト事實ハ全ク然ラズシテ、例ヘハ勞働市場、産業ノ狀況、各働ノ統計報告並其ノ他ノ報告、同歸的ニ行フ調査結果發表等ニ關シ毫モ持續的ノ觀察ヲ爲サズルモノナリ。本誌カ先ツ筆頭ニ掲載スルモノハ合衆國勞働省ノ施行ニ係ル同省獨特ノ調査報告ニシテ有價値ナルモノ甚タ多ク其ノ論鋒ノ外國ニ及フ事稀ナリトセス、右ノ趣ヨリ云ハハ本誌ハ恰モ學術專門雜誌ノ觀アリ。此調査報告ノ次キニハ普通各州局及ヒ外國ノ刊行物ノ紹介アリ、尙最後ニハ國會及各州ニ關係アル勞働法並其ノ解説トモナルヘキ裁判所ノ判決ニ就キテモ報道ヲ爲スモノナリ。

二、勞働省長官第三次特別報告ト有ユル報告書ノ解説ト索引ト一八

一、労働省ハ茲ニ鑑ムル所アリ、先ツ第一着手ノ事業トシテ當時ノ狀
態ヲ調査シ、其ノ原因カ察見ニ存スルカラ究メ尙進ンテハ歐羅巴工業
諸國ニ於ケル之ニ類スル事情ヲ探究セント欲シタリ。此ノ目的遂行ノ
一助ニモト労働省ハスベツシアル、エジエンツ五名ヲ歐羅巴ニ尙他ノ
十五名ヲ國內附所ニ派遣シテ材料蒐集ニ從事セシメタリ。此調査ハ勞
働省ハ茲ニ鑑ムル所アリ、先ツ第一着手ノ事業トシテ當時ノ狀
態ヲ調査シ、其ノ原因カ察見ニ存スルカラ究メ尙進ンテハ歐羅巴工業
諸國ニ於ケル之ニ類スル事情ヲ探究セント欲シタリ。此ノ目的遂行ノ
一助ニモト労働省ハスベツシアル、エジエンツ五名ヲ歐羅巴ニ尙他ノ
十五名ヲ國內附所ニ派遣シテ材料蒐集ニ從事セシメタリ。此調査ハ勞

普通廣キ意味ニ於ケル此種ノ法律、(引用シタル法律ノ解釋ニ資セン
カ爲ノ判決令、)

四、労働省長官第一次年報「産業界ノ進退」(一八八六年三月 四九
六頁)

合衆國労働省カ一八八五年初メテ其官制組織ヲ見タル當時(一八八
二年ヨリ一八八六年迄)米國ノ産業ハ一般ニ萎靡シテ振ハサル有様ナ
リキ。労働省ハ茲ニ鑑ムル所アリ、先ツ第一着手ノ事業トシテ當時ノ狀
態ヲ調査シ、其ノ原因カ察見ニ存スルカラ究メ尙進ンテハ歐羅巴工業
諸國ニ於ケル之ニ類スル事情ヲ探究セント欲シタリ。此ノ目的遂行ノ
一助ニモト労働省ハスベツシアル、エジエンツ五名ヲ歐羅巴ニ尙他ノ
十五名ヲ國內附所ニ派遣シテ材料蒐集ニ從事セシメタリ。此調査ハ勞

調査の結果、米穀の生産は前年より増加し、食糧の供給は安定したと見られる。一方、工業生産は依然として低迷を続けている。物価は安定を維持しているが、一部の工業品は値上げの傾向がある。政府は物価の安定を維持するために努力を続けている。また、農村部の生活水準は徐々に向上しているが、都市部の失業率は依然として高い水準にある。政府は農村部の開発と都市部の雇創に力を入れている。今後の経済成長には、農業のさらなる生産性向上と工業の回復が鍵となる。政府はこれらの課題に取り組むための政策を打ち出している。

四
第
一
回
調
査
ト
シ
テ

働省カ希望シタル程完全ニハ行ハレサリシモ、然モ第一回調査トシテハ世人カ期待シタルヨリ以上ノ結果ヲ收メ得タリ。
本書ハ先ツ外國ニ於ケル産業界逼迫ノ状況ヲ略述シタル後本題タル米國ノ危機ニ及ヘルモノナリ。幸ニモ此調査ノ終了ヲ告ケル頃ニハ産業界ハ再ヒ恢復ノ曙光ヲ認ムルニ至レリ。
スベシアル、エジエソツノ瀾湖及米國産業界沈滞ニ關スル其他ノ報告ヨリ綜合スルニ當時米國ニハ到ル所失業者族出シタルラシク、右ノ事象ハ一八八〇年度施行ノセンサスニ據リ之ヲ確證シ得ヘシ。平均願
ナル生計ヲ營々得ル人々ニテ當時失業ニ陥リシ者約百萬人ヲ數ヘタリ又賸糧ノ統計ハ幾多財貨ノ生産、破産状態、鐵道布設ノ延長、物價、輸出入、貯金等ニ關スル當時ノ狀況ヲ詳カニ物語レリ。

國
勢
院

次ニ經濟界ノ危機ヲ醸成スルニ至リシ原因ニ就テスベシアル、エジ
エンツハ諸種ノ報道ヲ尙ラセリ。
是等諸原因中勞働省カ其ノ重要ナルモノトシテ勞働省カ研究ヲ遂ケタ
ルモノハ物價低落、機械ノ利用多クナリシ事、生産移轉、生産費ノ不
同等エシテ殊ニ賃銀ニ關スル原因ニ就キテハ鐵道布設ニ際シテノ機械
購買力ノ低下、税率ヲ擧ケ居レリ。勞働省カ自己ノ意見ナリトテ發表
セシ所ニ據レハ是等諸因カ同時ニ勃發セシテ産業界不振ノ遠因トシ、
其ノ近因トシテハ麵粉原料及肉類ノ輸出激退、鐵道布設ノ停止等ニ因
リ米國一般國民ノ購買力ヲ減シ、一方ニハ來住民ノ激増ト更ニ人力ニ代
ワテ機械ノ使用増加シタル等是ナリトセリ。
勞働省ハ既ニ此第一回ノ調査早々生産費（賃銀、原料、經營及其他

次ニ經濟界ノ危機ヲ醸成スルニ至リシ原因ニ就テスベシアル、エジ
エンツハ諸種ノ報道ヲ尙ラセリ。
是等諸原因中勞働省カ其ノ重要ナルモノトシテ勞働省カ研究ヲ遂ケタ
ルモノハ物價低落、機械ノ利用多クナリシ事、生産移轉、生産費ノ不
同等エシテ殊ニ賃銀ニ關スル原因ニ就キテハ鐵道布設ニ際シテノ機械
購買力ノ低下、税率ヲ擧ケ居レリ。勞働省カ自己ノ意見ナリトテ發表
セシ所ニ據レハ是等諸因カ同時ニ勃發セシテ産業界不振ノ遠因トシ、
其ノ近因トシテハ麵粉原料及肉類ノ輸出激退、鐵道布設ノ停止等ニ因
リ米國一般國民ノ購買力ヲ減シ、一方ニハ來住民ノ激増ト更ニ人力ニ代
ワテ機械ノ使用増加シタル等是ナリトセリ。
勞働省ハ既ニ此第一回ノ調査早々生産費（賃銀、原料、經營及其他

本誌の編輯に當りては、先づ調査の徹底を期す。調査の徹底は、調査の範囲を廣く、調査の方法を善く、調査の時期を速く、調査の費用を省く、調査の結果を速く、調査の報告を明かにするに在り。本誌の編輯に當りては、先づ調査の徹底を期す。調査の徹底は、調査の範囲を廣く、調査の方法を善く、調査の時期を速く、調査の費用を省く、調査の結果を速く、調査の報告を明かにするに在り。

ノ經費)ニ關スル材料蒐集ヲ大規模ニ開始シ、又労働者及其賃銀ト生活費ニ關スル研究ヲモ遂ケタレト、第一回調査ノ結果カ必スシテ完全ナリトハ謂フヲ得サルヘシ尙最後ニ斯カル産業界ノ不況ヲ未然ニ防止セシカ爲ニ諸國ニテ用ヒ來リシ方策ヲ採ルカ又ハスベシアル、エジプトヲシテ有識者間ニ問フ發シ其回答ノ一覽表ヲ作製シテ研究資料ニ供セントノ動機出ナリ。

五、労働省長官第六次 山七次年報ノ生産費(上中下三卷、總頁三四〇〇、一八九〇一九二二)

本書ハ加税品ニ關シテ懸案トナレル問題ヲ解決セシカ爲刊行セシモノナルカ、後聞モナク其計劃カ豫メ定メタル域ニ達スル事ノ不可能ナルヲ悟レリ。先づ最初加税品ヲ除キタル其他ノ産業中其生産ニ就テ適

一、調査の目的
 二、調査の範囲
 三、調査の方法
 四、調査の結果

一、調査の目的
 二、調査の範囲
 三、調査の方法
 四、調査の結果

當ナル統一ヲ要スルカ如キモノニ着目シ、其ノ調査ヲ製鐵、製鋼業(右ノ中ニハ其ノ製造ニ必要ナル原料例ヘハ石灰、コークス、鐵礦、石灰石等ヲモ含ム)並ニ機械工業ニ限リ、又一方調査資料トシテ(イ)生産費、(ロ)労働時間及賃銀、(ハ)生産費ノ三點ニ就テ研究ヲ爲シ他ノ方面例ヘハ企業利得等ハ差ツメ之ヲ省ク事トセリ。

右ノ内生産費ニ就テハ既ニ分明セル數字中ヨリ必要缺クヘカラサル要素ヲノミ選ブヲ以テ充分ナリト認め、其他ノ特殊ナルモノ就中信料、保険料、經營上ノ諸設備ノ利用、領業税、供給地迄ノ運搬費等ハ之ヲ省キタリ。尙此調査ニ關與スヘキ局員ノ資格ニ關シテハ議論拂脱セシカ結局局長マテヲ之ニ加ハラヌ事ト決セリ。生産費ハ上記生産統計中ノ重要問題ナリ得ルモノナレハ之カ調査ハ生産統計中先ツ第一着手ニ行ハ

此ノ調査ハ頗ル廣汎ナル範圍ニ於テ行ハレタリ、生産ノ副業ヲモ
含ミタル製鐵、製鋼業ニシテ調査ヲ受ケレ經營者數ハ六一八、又鐵
鐵工業一九二、硝子工業八六ナリキ。尙米國以外ノ諸國ニ於ケル製
鐵、製鋼業ニ就テ同省カ調査セル數ハ極メテ僅少ニシテ又鐵鋼業ニ
就テハ經營者四七ヲ調査セリ。此ノ調査カ加稅品ノ調査ニ比シ效果
ノ薄カリシハ事實ナリ、然レトモ勞働省ハ米國工業者カ一般ニ調査
ヲ歡迎シ、能ク之カ用意ヲ怠ラサリシニ對シ大ナル満足ノ意ヲ表シ
タル程ニテ、スペシアル、エジエンツカ調査ニ從事スルニ當リ便宜ヲ
得タル所尠ナカラサリキ。

ルヘキ性質ノモノトス。
此ノ調査ハ頗ル廣汎ナル範圍ニ於テ行ハレタリ、生産ノ副業ヲモ
含ミタル製鐵、製鋼業ニシテ調査ヲ受ケレ經營者數ハ六一八、又鐵
鐵工業一九二、硝子工業八六ナリキ。尙米國以外ノ諸國ニ於ケル製
鐵、製鋼業ニ就テ同省カ調査セル數ハ極メテ僅少ニシテ又鐵鋼業ニ
就テハ經營者四七ヲ調査セリ。此ノ調査カ加稅品ノ調査ニ比シ效果
ノ薄カリシハ事實ナリ、然レトモ勞働省ハ米國工業者カ一般ニ調査
ヲ歡迎シ、能ク之カ用意ヲ怠ラサリシニ對シ大ナル満足ノ意ヲ表シ
タル程ニテ、スペシアル、エジエンツカ調査ニ從事スルニ當リ便宜ヲ
得タル所尠ナカラサリキ。

各個經營者ノ生産狀態ニ就キテハ其ノ調査頗ル綿密ヲ極メ(又頁(俵))

其ノ結果ヲ多クノ統計表……本書ノ總テヲ合算セハ數百表モアラン
 ……ニ仕組ミタリ。例ヘハ今生鐵業者ニ就テ調ヘタル主ナル事項ト
 シテ先ツ調査ノ期間（通常一八八八年ヨリ一八九〇年ニ亘ル一ケ年）
 並ニ經營日數ヲ第一トシ、次ニ此ノ期間ニ於ケル各個經營者ノ生鐵
 產出額（單位ヲ噸トセリ、即チ二、二四〇封度、一、〇一六・〇六
 所ニ等シ）ト其ノ品種ニ就テ、尙次ニハ經營ニ關スル重要ナル事項、
 即チ熔鑪爐、風櫃、燃料ノ種類、鐵鑪、石灰石、石炭及コークス等
 ノ採取ニ要スル運搬距離ト噸當リノ運搬費ニ就テ記シアリ。次ナル
 別表ニハ上記第一表ニ關聯シタル統計上ノ固有ナル基數及ソレニ關
 係アル計算ヲ掲ケアリ。即チ（一）熔鑪爐ニ投シタル燃料ノ量ト其ノ價
 額（鐵石、鐵屑、石灰石、コークス、（次頁（續））

其ノ結果ヲ多クノ統計表……本書ノ總テヲ合算セハ數百表モアラン
 ……ニ仕組ミタリ。例ヘハ今生鐵業者ニ就テ調ヘタル主ナル事項ト
 シテ先ツ調査ノ期間（通常一八八八年ヨリ一八九〇年ニ亘ル一ケ年）
 並ニ經營日數ヲ第一トシ、次ニ此ノ期間ニ於ケル各個經營者ノ生鐵
 產出額（單位ヲ噸トセリ、即チ二、二四〇封度、一、〇一六・〇六
 所ニ等シ）ト其ノ品種ニ就テ、尙次ニハ經營ニ關スル重要ナル事項、
 即チ熔鑪爐、風櫃、燃料ノ種類、鐵鑪、石灰石、石炭及コークス等
 ノ採取ニ要スル運搬距離ト噸當リノ運搬費ニ就テ記シアリ。次ナル
 別表ニハ上記第一表ニ關聯シタル統計上ノ固有ナル基數及ソレニ關
 係アル計算ヲ掲ケアリ。即チ（一）熔鑪爐ニ投シタル燃料ノ量ト其ノ價
 額（鐵石、鐵屑、石灰石、コークス、（次頁（續））

一、調査の目的
 二、調査の範囲
 三、調査の方法
 四、調査の結果
 五、調査の意義

ナモ同一ナル業務ト同一ナル日給トヲ受タル者ニ對シテハ之ヲ一插シ
 ナ類別的ニ調査スル方法ヲモ採リタリ。斯クテ是等ノ労働日數ト賃銀
 トヲ全体ニ亘リテ調査シタル上彼等一人當リノ平均日數ト平均賃銀ト
 ヲ計算セリ。而シテ是等ノ申告事項ハ之ヲ經營又ハ業務ノ種類ニ從テ
 整理セリ。尙特ニ重要ナル部類ニ屬スヘキ労働者ニ對シテハ労働時間
 及賃銀カ生産ニ及ホスヘキ關係數字ヲ擧ケ居レリ。

次ニ生計費ノ調査ニ就テ述ヘンニ右ハスベシアル、エジエントヲ通
 シ或特定ノ労働者ヨリ申告セシメタリ。此特定ノ労働者トハ彼等ノ生
 計カ調査上好資料タリト思惟サルヘキモノヲ選ビ、又其答申カ可能ニシ
 テ且ハ申告者ノ許諾アルヲ要スルモノナリ。此調査ヲ受ケタル者ハ四
 四、一五八人ニシテ申告書ハ職業ノ種類及各州ニ從テ之ヲ整理シ各個

ノ家計ニ就テ同一ナル數字ヲ保持セシメタリ、換言セハ戶主、妻、子
女、寄食者ヲシテ各個世帯ニ於ケル一般事項及收支ニ就テ精密ナル申
告ヲ爲サシメタリ、又世帯ニ關スル記載事項ハ國籍、戶主ノ業務、妻及
子女ノ内職、体性、年齢、子女ノ就學、寄食者ノ數ニ及ホサレタリ、
次ニ收入ニ就テハ戶主、妻、子女等各個ノ報酬、家及贈ニヨル所得及
其他ノ財源ヲ調ヘ又各家族カ自己ニ家ヲ所有スルヤ否ヤニ就テモ注意
ヲ拂フヲ忘ラサリキ、尙各人ノ報酬ハ一年平均額ヲ記載スル事屢々ア
ルカ故事情ニヨリテハ推算ノ方法モ許容セラレタリ支出ニ就テハ二十
三項ニ亘ル食料ノ種類、家賃、燃料、點燈、被服、家具、贈稅、保險
料、組合費、宗教、布施、書籍ト新聞、娯樂、^酒飲料、煙草、疾病
ト死亡其他詳細ニ亘リタリ。

國勢院

ノ家計ニ就テ同一ナル數字ヲ保持セシメタリ、換言セハ戶主、妻、子
女、寄食者ヲシテ各個世帯ニ於ケル一般事項及收支ニ就テ精密ナル申
告ヲ爲サシメタリ、又世帯ニ關スル記載事項ハ國籍、戶主ノ業務、妻及
子女ノ内職、体性、年齢、子女ノ就學、寄食者ノ數ニ及ホサレタリ、
次ニ收入ニ就テハ戶主、妻、子女等各個ノ報酬、家及贈ニヨル所得及
其他ノ財源ヲ調ヘ又各家族カ自己ニ家ヲ所有スルヤ否ヤニ就テモ注意
ヲ拂フヲ忘ラサリキ、尙各人ノ報酬ハ一年平均額ヲ記載スル事屢々ア
ルカ故事情ニヨリテハ推算ノ方法モ許容セラレタリ支出ニ就テハ二十
三項ニ亘ル食料ノ種類、家賃、燃料、點燈、被服、家具、贈稅、保險
料、組合費、宗教、布施、書籍ト新聞、娯樂、^酒飲料、煙草、疾病
ト死亡其他詳細ニ亘リタリ。

國勢院

新クテ最後ニ各世帯ノ收支關係ヲ對照シ之ヲ決算シテ餘剩或ハ缺損ノ
如何ヲ明カニセリ、此外尙生活ノ狀態、特殊ノ事項（産園、家畜飼養
等ノ有無）ニモ及ビタリ、
之ニ次テ來ル表ニハ同一州内ニ於テ同シ（國籍出生）ト同シ職業部
門ヲ有スル者又ハ同一州内ニ於ケル労働者全部等ノ部類別ヲ設ケテ見
労働省ハ同程度ノ生計者ヲ調査セントノ方針ヨリ「通常世帯」（ノル
マール、フアミリエン）ナル標準ヲ定メタリ而シテ該世帯ニハキハ十四
歳未満ノ子女五人以上ヲ有セサル夫婦ニシテ自己ニ家ヲ所有セヌ又家
ニ寄食者ヲ置カサル者ヲ指ス、尙エルンスト、エンゲル氏カ白耳種勞
働者家族ノ生計費ノ調査ニ當リテ採用セル方法ニ則リ、彼等ノ生計ノ狀
態ヲ一定ノ單位ヲ以テ表示スル事トセリ、然ル時ハ成年男子ノ消費力ハ

新クテ最後ニ各世帯ノ收支關係ヲ對照シ之ヲ決算シテ餘剩或ハ缺損ノ
如何ヲ明カニセリ、此外尙生活ノ狀態、特殊ノ事項（産園、家畜飼養
等ノ有無）ニモ及ビタリ、
之ニ次テ來ル表ニハ同一州内ニ於テ同シ（國籍出生）ト同シ職業部
門ヲ有スル者又ハ同一州内ニ於ケル労働者全部等ノ部類別ヲ設ケテ見
労働省ハ同程度ノ生計者ヲ調査セントノ方針ヨリ「通常世帯」（ノル
マール、フアミリエン）ナル標準ヲ定メタリ而シテ該世帯ニハキハ十四
歳未満ノ子女五人以上ヲ有セサル夫婦ニシテ自己ニ家ヲ所有セヌ又家
ニ寄食者ヲ置カサル者ヲ指ス、尙エルンスト、エンゲル氏カ白耳種勞
働者家族ノ生計費ノ調査ニ當リテ採用セル方法ニ則リ、彼等ノ生計ノ狀
態ヲ一定ノ單位ヲ以テ表示スル事トセリ、然ル時ハ成年男子ノ消費力ハ

本調査ハ一八九四年國會ノ議決ニ基キテ着手サレシモノナルカ此議
 決ニ據レハ機械ノ使用カ勞働作業及生産費ニ及ホセル影響、手工業ト
 機械業ニ於ケル生産能力ノ差異、手工業ト機械業ニ於ケル経費等凡ソ
 生産工業ニ附屬スヘキ事項及機械ノ使用カ婦女子ノ賃銀ニ及ホセル影
 響、尙最後ニ勞力缺乏又ハ夥多、機械力ノ利用生産費ニ幾何ノ増減ヲ
 與フルヤト云フカ如キ事柄ヲ調査スルニ在リト。

テ狀ヘアリ。而シテ是等ノ記事ハ又一方統計表ニ依リテ補足サスル、
 右ノ統計表ハ生産費即チ賃銀、俸給、雜費、修繕費及生産品額等ノ
 稅率等ノ内閣ヲ示シタルモノナリ。

七、労働省長官第一三次年報「手工及機械業ノ労働」
 (二卷 一五九七頁 一八九九年)

本調査ハ一八九四年國會ノ議決ニ基キテ着手サレシモノナルカ此議
 決ニ據レハ機械ノ使用カ勞働作業及生産費ニ及ホセル影響、手工業ト
 機械業ニ於ケル生産能力ノ差異、手工業ト機械業ニ於ケル経費等凡ソ
 生産工業ニ附屬スヘキ事項及機械ノ使用カ婦女子ノ賃銀ニ及ホセル影
 響、尙最後ニ勞力缺乏又ハ夥多、機械力ノ利用生産費ニ幾何ノ増減ヲ
 與フルヤト云フカ如キ事柄ヲ調査スルニ在リト。

右ノ内最後ノ二項目ハ労働省ノ取テ顧ミサル所ナリ、何トナレハ
 既ニ緒言ニモ述ヘ置キシカ如ク本調査ハ勿論此ノ二項目ニ就テノミテ
 専ラ取調ヘタリト云フ理ニハ非ス、サレハ賃銀ノ昂騰カ概ネ機械力
 ノ使用ニ基クモノナリトハ云ヘ、是等各個ノ影響ヲ一々統計的ニ明
 示スル事ノ不可能ナルハ云フヲ待タサルヘシ。コハ又機械力ノ使用
 カ通例生産費ノ低下ヲ惹イテハ仕事ノ増加ヲ誘起スルモノナ
 リトノ問題ニ就テモ同斷ナリトス。

最初ニ掲ケタル問題ニ關シテハ労働省ハ同一生産業ヲ營メル手工
 業ト機械業トノ要素ヲ文章又ハ數字ヲ以テ對照セシムル方法ヲ採リ
 タリ、右要素トシテ擧クヘキハ先ツ各種ノ生産手續及生産ニ用ヒラ
 ルル労働(次頁へ續ク)

ノ手段（器具、機械、動力）ヲ第一トシ、次ニ之ニ要スル労働者ノ數
彼等ノ労働時間及其賃銀等ニ及ヘリ、而シテ手工業ト機械業トヲ比較
スルニ際シテハ便宜上生産ノ單位ヲ設ケタリ、例ヘハ馬鈴薯ニ二三〇ブ
ツシエル（一エーケルニ等シ）或種ノ男子用深靴一〇〇足、金製標水
タン一〇〇個、船^渠ヨリ船舶ヘ運搬スヘキ豚肉一〇〇箱（各箱ハ四〇
〇ヨリ七〇〇ポンド迄）等ノ如シ。尙上記各項ニ且ル調査ハ各生産單
位毎ニ行ハレタリ。
スベシアル、エジエツツカ材料ヲ蒐集スルニ當リテハ各指當區域ニ
臨ンテ申告書ノ營業簿及賃銀表ヲ點檢セリ、手工業ニ關スル調査ハ殊
ニ困難ヲ極メシカハ既ニ廢棄セル人々ニ就テモ調査ヲスルノ要アリタ
リ加之調査ノ手カ米國以外ノ外國ヘマテ延テレシ場合モ尠ナカテナリ

ノ手段（器具、機械、動力）ヲ第一トシ、次ニ之ニ要スル労働者ノ數
彼等ノ労働時間及其賃銀等ニ及ヘリ、而シテ手工業ト機械業トヲ比較
スルニ際シテハ便宜上生産ノ單位ヲ設ケタリ、例ヘハ馬鈴薯ニ二三〇ブ
ツシエル（一エーケルニ等シ）或種ノ男子用深靴一〇〇足、金製標水
タン一〇〇個、船^渠ヨリ船舶ヘ運搬スヘキ豚肉一〇〇箱（各箱ハ四〇
〇ヨリ七〇〇ポンド迄）等ノ如シ。尙上記各項ニ且ル調査ハ各生産單
位毎ニ行ハレタリ。
スベシアル、エジエツツカ材料ヲ蒐集スルニ當リテハ各指當區域ニ
臨ンテ申告書ノ營業簿及賃銀表ヲ點檢セリ、手工業ニ關スル調査ハ殊
ニ困難ヲ極メシカハ既ニ廢棄セル人々ニ就テモ調査ヲスルノ要アリタ
リ加之調査ノ手カ米國以外ノ外國ヘマテ延テレシ場合モ尠ナカテナリ

本調査は、昭和十一年の調査結果を基として、昭和十二年の調査結果を比較し、その増減の傾向を明らかにすることを目的とする。調査の結果、昭和十二年の調査結果は、昭和十一年の調査結果と比べて、全般的に増加傾向にあることが認められる。特に、工業、商業、交通等凡そ産業の各部門に亘り、上記各種ノ單位ヲ包含スル事六七二、右ノ内工業方面カ大部分ヲ占メ六二六ナリ。而シテ調査ノ結果表ハ旬ニ詳細ヲ極メ居リ之ヲ二卷(一、一六九頁)ニ收メタリ。而シテ右ノ内ニハ労働ノ手段、労働者ノ人員、労働時間、賃銀等ヲ各段ノ生産手續毎ニ分チテ、尙第一卷中ニハ是等諸單位ニ基ク總テノ調査結果ヲ主要ナル數字ヲ以テ總覽的ニ一括シ、例ヘハ單位ニ二〇フツシエルノ馬鈴薯ノ生産ニ就テハ次ノ如キ摘要ヲ施シナリ。

次ニ調査ノ行ハレシ範圍ハ農業、工業、商業、交通等凡ソ産業ノ各部門ニ亘リ、上記各種ノ單位ヲ包含スル事六七二、右ノ内工業方面カ大部分ヲ占メ六二六ナリ。而シテ調査ノ結果表ハ旬ニ詳細ヲ極メ居リ之ヲ二卷(一、一六九頁)ニ收メタリ。而シテ右ノ内ニハ労働ノ手段、労働者ノ人員、労働時間、賃銀等ヲ各段ノ生産手續毎ニ分チテ、尙第一卷中ニハ是等諸單位ニ基ク總テノ調査結果ヲ主要ナル數字ヲ以テ總覽的ニ一括シ、例ヘハ單位ニ二〇フツシエルノ馬鈴薯ノ生産ニ就テハ次ノ如キ摘要ヲ施シナリ。

一、生産ニ要シタル各種ノ勞働
 一、生産ニ要シタル勞働者數
 一、生産ニ要シタル作業時間
 一、生産ニ要シタル賃銀額

	手工業	機械業
(一八六六年)	一四	一一
(一八九五年)	四	一二
	一〇八時間五五分	三八時間零分
	一〇弗・八九	三・弗八〇

而シテ次第ニ於テハ是等ノ概要ニ就テ詳細ナル説明ヲ附シテ、
 各單位ニ關スル數字ヲ吾人ノ眼惱ニ斯ク明確ニ印刻スルト云フ方法ハ
 頗ル適切ナル次第ナルカ、是等概要ニ關スル説明ニ就テハ今茲ニ論セザ
 ルヘシ。

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、
十一、
十二、
十三、
十四、
十五、
十六、
十七、
十八、
十九、
二十、
二十一、
二十二、
二十三、
二十四、
二十五、
二十六、
二十七、
二十八、
二十九、
三十、
三十一、
三十二、
三十三、
三十四、
三十五、
三十六、
三十七、
三十八、
三十九、
四十、
四十一、
四十二、
四十三、
四十四、
四十五、
四十六、
四十七、
四十八、
四十九、
五十、

八 労働省長第一四一四年報「公私ニ於ケル水道、瓦斯、電燈事業」
 (一九〇〇年 九八三頁)

本報ハ水道、瓦斯、電燈事業ノ經營狀態ヲ公私兩方面ヨリ觀察シタルモノナルカ、是等事業組織ノ如何ニ就テハ何等論斷ヲ下シ居ラス、抑々標記ノ調査ハ第一二回労働統計局長會議ノ提唱ニ係ルモノニシテ、申告書作製ニ關スル委員會置カレタリ。

此決議ニ依レハ労働省及各州局ハ同一歩調ヲ以テ此調査ニ從事スヘキ定メナリシモ、之カ調査ニ從事セル局ハ労働省ヲ除キ若干アルニ過キス。

反之労働省ハスベシアル、エジエンツヲシテ營業簿ニ就キテ廢夕調査ヲ行ハシメタリ。而シテ一三ヶ月ノ期間ヲ以テ蒐集シ得タル材料ヲ

其ノ生産額ノ上ヨリ算定シ見ルニ、豫メ定メ置キタル當該事業ノ過半
以上（五割六分）ニ達シタリ、其ノ際小規模ナル事業及自己ノ需用ヲ充
タサン爲設ケタル施設ハ之ヲ除外セリ。而シテ材料審査ノ結果此調査
カ豫期以上ノ效果ヲ收メ得タリシ事分明セリ。

其ノ生産額ノ上ヨリ算定シ見ルニ、豫メ定メ置キタル當該事業ノ過半
以上（五割六分）ニ達シタリ、其ノ際小規模ナル事業及自己ノ需用ヲ充
タサン爲設ケタル施設ハ之ヲ除外セリ。而シテ材料審査ノ結果此調査
カ豫期以上ノ效果ヲ收メ得タリシ事分明セリ。

次ニ是等材料ニ據テ公私ニ於ケル事業組織ノ長短ヲ概然ト區別スル
事ノ不可能ナルハ首ツテ待タサルヘシ、何トナレハ兩者ハ經營ノ事情
ヲ異ニスルノミナラス、燃料其^{性質}他^{性質}、運搬費等ニ就テ見ルニ相
互ニ大ナル懸隔ヲ有スレハナリソハ兎ニ角トシ労働省ハ此調査ニ依リ
テ標記事業ノ研究ニ大ナル基礎ヲ與ヘタリ。

是等三種ノ事業ハ各々一項ヲ設ケテ掲載サレアリ、右ニ據レハ調査
セル事業ノ數ハ次ノ如シ。

水道ニ就テノミ論スル事トセリ。第一一表ハ之ヲ約四〇項ニ分チ經營ノ狀態、自然力、機械、設備ノ種類等ヲ第二表ニハ事業ニ消費セル燃料ノ種類ト其ノ單價ヲ第三表ニハ資本ヲ掲ケアリ。茲ニ資本トハ建設費、若クハ修繕費、擴張費ヲ算入シタル最後ノ購入費ヲ意味ス、コハ公私經營者ニ依リテ資本ノ出所性質ヲ異ニスルモノナリ。尙市ノ經營ニ就テハ資本ノ内譯ヲ第四表ニ掲ケア

水道	市營	六五九	私營	三七五
瓦斯	同	一一	同	三四四
電燈	同	三二〇	同	六三二

而シテ此三種ノ事業ニ關スル記述方法ハ略々大同小異ナレハ茲ニハ唯水道ニ就テノミ論スル事トセリ。

第一一表ハ之ヲ約四〇項ニ分チ經營ノ狀態、自然力、機械、設備ノ種類等ヲ第二表ニハ事業ニ消費セル燃料ノ種類ト其ノ單價ヲ第三表ニハ資本ヲ掲ケアリ。茲ニ資本トハ建設費、若クハ修繕費、擴張費ヲ算入シタル最後ノ購入費ヲ意味ス、コハ公私經營者ニ依リテ資本ノ出所性質ヲ異ニスルモノナリ。尙市ノ經營ニ就テハ資本ノ内譯ヲ第四表ニ掲ケア

第三表ニ掲ケタル資本ハ凡ソ之ヲ土地、建物、導水渠、ポンプ
 装置、貯水池、濾器、水管、給水栓ノ各項ニ分チタリ。第五表ニハ
 純益金ノ内譯アリ。第六表ニハ生産費ヲ分チテ一般生産費、賃銀、
 原料代、修繕費租税トセリ。第七表ニハ生産即チ供給セル水ノ量ヲ
 掲ケタリ。第八表、第一〇表ハ公私兩經營者ノ營業成績ヲ明カニシ
 第八表カ市營ニ係ル水道事業ノ生産費ヲ收入中ヨリ控除シテ其ノ殘
 額ヲ示セルニ對シ、第一〇表ハ一人ノ經營セル事業ノ利益又ハ缺
 損ヲ掲ケタリ。最後ニ第一表ニ於テハ供給セル水ノ代價(一、〇〇
 〇ガロン毎ニ)ト市ノ經營者カ自己ノ爲消費セル水ノ代價トヲ列ヘ
 タリ。以上ハ之ヲ各個ノ經營者ニ就テ調ヘタル所ナルカ前ニモ述ヘ
 置キタルカ如ク經營者ハ各々生産ノ事情ヲ異ニスルヲ(次頁へ續ク)

リ。第三表ニ掲ケタル資本ハ凡ソ之ヲ土地、建物、導水渠、ポンプ
 装置、貯水池、濾器、水管、給水栓ノ各項ニ分チタリ。第五表ニハ
 純益金ノ内譯アリ。第六表ニハ生産費ヲ分チテ一般生産費、賃銀、
 原料代、修繕費租税トセリ。第七表ニハ生産即チ供給セル水ノ量ヲ
 掲ケタリ。第八表、第一〇表ハ公私兩經營者ノ營業成績ヲ明カニシ
 第八表カ市營ニ係ル水道事業ノ生産費ヲ收入中ヨリ控除シテ其ノ殘
 額ヲ示セルニ對シ、第一〇表ハ一人ノ經營セル事業ノ利益又ハ缺
 損ヲ掲ケタリ。最後ニ第一表ニ於テハ供給セル水ノ代價(一、〇〇
 〇ガロン毎ニ)ト市ノ經營者カ自己ノ爲消費セル水ノ代價トヲ列ヘ
 タリ。以上ハ之ヲ各個ノ經營者ニ就テ調ヘタル所ナルカ前ニモ述ヘ
 置キタルカ如ク經營者ハ各々生産ノ事情ヲ異ニスルヲ(次頁へ續ク)

以テ前項ノ關係ヲ一々類別シテ比較参照スル事ハ困難ナリ。
 サレト平均數字ヲ得ンカ爲ニハ上記ノ如ク大類別ノ方法ニ依リテ賃銀
 、生産費、消費額等ノ如キ少クトモ重要ナル事項ヲ相互對比スル事必
 要ナリ。
 九、労働省長官第二次年報「犯罪統計」
 (一八八六年、六一二頁)
 國會ノ決議ニ據リ因徒ノ作業、即チ苦役ノ範圍ト種類並ニ彼等ト由
 由労働者(譯者註、茲テハ因徒タラザル一般良民ヲ指ス)トノ優劣等
 ニ就テ研究ヲ遂ケタリ。スベシアル、エジエンツハ命ヲ受ケ各州ト連
 絡シテ調査ノ手續ヲ定メ、先ツ規定ニ則リシ申告書ヲ米國全土ノ監獄
 ニ交付セリ。彼等ハ因徒數六一、三一九名ノ中苦役ニ従事セル者四五

四
 傳
 記

以テ前項ノ關係ヲ一々類別シテ比較参照スル事ハ困難ナリ。
 サレト平均數字ヲ得ンカ爲ニハ上記ノ如ク大類別ノ方法ニ依リテ賃銀
 、生産費、消費額等ノ如キ少クトモ重要ナル事項ヲ相互對比スル事必
 要ナリ。
 九、労働省長官第二次年報「犯罪統計」
 (一八八六年、六一二頁)
 國會ノ決議ニ據リ因徒ノ作業、即チ苦役ノ範圍ト種類並ニ彼等ト由
 由労働者(譯者註、茲テハ因徒タラザル一般良民ヲ指ス)トノ優劣等
 ニ就テ研究ヲ遂ケタリ。スベシアル、エジエンツハ命ヲ受ケ各州ト連
 絡シテ調査ノ手續ヲ定メ、先ツ規定ニ則リシ申告書ヲ米國全土ノ監獄
 ニ交付セリ。彼等ハ因徒數六一、三一九名ノ中苦役ニ従事セル者四五

國
 勢
 院

二七七名ニ就テ調査ヲ開始セリ先ツ最初ハ彼等ノ作業組織ニ就テ次
 ノ四制度ヲ研究セリ(一)コントラクト・システムト稱スルモノ(是ハ使
 用主ノ負擔及監視ノ下ニ勞役ヲ課スル方法)
 (二)シユテユツクブライス・ジステーム(一)ニ類スレトモ、其支拂方法
 ノ部分的ナルト監視者カ獄吏タルトヲ異ニス(三)ジステーム・シユク
 ートリツヘル・レヒマング(即チ國家カ雇主タリ且ハ支拂者タル場合
 ナリ)(四)請負制度(即チ一定ノ金額ユテ請負ヲスル方法)。
 次ニ是等勞役ニ服シタル囚徒ノ成績如何ヲ知ランカ爲作業ノ種類、數
 量、價格別ニ據ル申告書ヲ使用主ヨリ徴シ、又萬必要ニ應シテハ推算ヲ
 以テ之カ調査ヲ遂ケタル上、更ニ尙獄吏又ハ僱定^定人ヲシテ彼等囚徒ノ
 作業能力ハ果シテ自由勞働者ノ幾人分ニ該當スルモノナルヤヲ調査セ

國勢院

二七七名ニ就テ調査ヲ開始セリ先ツ最初ハ彼等ノ作業組織ニ就テ次
 ノ四制度ヲ研究セリ(一)コントラクト・システムト稱スルモノ(是ハ使
 用主ノ負擔及監視ノ下ニ勞役ヲ課スル方法)
 (二)シユテユツクブライス・ジステーム(一)ニ類スレトモ、其支拂方法
 ノ部分的ナルト監視者カ獄吏タルトヲ異ニス(三)ジステーム・シユク
 ートリツヘル・レヒマング(即チ國家カ雇主タリ且ハ支拂者タル場合
 ナリ)(四)請負制度(即チ一定ノ金額ユテ請負ヲスル方法)。
 次ニ是等勞役ニ服シタル囚徒ノ成績如何ヲ知ランカ爲作業ノ種類、數
 量、價格別ニ據ル申告書ヲ使用主ヨリ徴シ、又萬必要ニ應シテハ推算ヲ
 以テ之カ調査ヲ遂ケタル上、更ニ尙獄吏又ハ僱定^定人ヲシテ彼等囚徒ノ
 作業能力ハ果シテ自由勞働者ノ幾人分ニ該當スルモノナルヤヲ調査セ

國勢院

シメタリ。右ニ據レハ會計年度末ナル一八八六年ニ於テ四五、二七七
名ノ囚徒カ製作セシ貨物ノ總價格ハ二千八百七十萬弗餘ニシテ、此代
價ニ該當スル貨物ヲ産出センニハ普通自由労働者三五、五三四名ヲ要
スト。尙自由労働者ト囚徒トノ比較ヲ取ランカ爲囚徒ノ作業品ト其所
得トヲ一八八〇年センサスニ據ル自由労働者ノ夫レト比較セリ。
又一方囚徒ノ作業ニ據リ得タル監獄ノ所得ハ監獄ノ其ノ他ノ收入ト
共ニ特ニ之ヲ作業制度ノ研究費ニ振當テテ此問題ノ利害得失ヲ論スル
事トセリ斯ノ如クニシテ研究シタル資料ハ各州殊ニ南部諸州ニ於ケル
労働法制定上ノ好材料ト爲スモノナリ。
一〇、労働省長官第四次年報一大都市ニ於ケル女子賃銀労働者（一
八八八年、六三一頁）

本署及次ニ掲クル一男女及幼者ノ仕事ト其ノ賃銀トハ主トシテ賃
 銀労働者ノ事情ヲ研メンカ爲労働省カ調査シタルモノナリ。本書ニハ
 一ノ大都市ニ於ケル女子賃銀労働者、就中専ラ手内職ヲ以テ生計ト
 セル者（故ニ女教員、電信技手、タイピスト、速記者等相當頭腦ヲ働
 カス者ハ除外ス）ニ就テ三一四種ノ職業ヲ調査セリ。本調査ハカリフ
 オルニア州ニ於ケル調査並ニ總テ風紀道德ニ關スル調査ヲ省キタルモ
 ニシテ、調査員ニハ特ニ其ノ道ノ婦人ヲ採用シ地位及俸給等一切ノ
 待遇男子調査員タルスベシアル、エジエントノ夫レト全然等シクセリ。
 労働省ハ自ラ進シテ斯ノ如キ破格ナル待遇ヲ彼等ニ與ヘ以テ男子ト
 其ノ技ヲ競ハシメタリ而シテ其ノ成績ハ至ツテ良好ナリシ旨報告ニモ
 特記シアリ。扱是等ノ婦人ハ義務トシテ申告者各人ニ就テ親シク戸別
 訪問（インターヴイウ・インデヴィデュアリー）ヲ行ヒ女子賃銀労働
 者一七、四二七名即チ上記二二都市ニ於ケル（次頁へ續ク）

調査員

本署及次ニ掲クル一男女及幼者ノ仕事ト其ノ賃銀トハ主トシテ賃
 銀労働者ノ事情ヲ研メンカ爲労働省カ調査シタルモノナリ。本書ニハ
 一ノ大都市ニ於ケル女子賃銀労働者、就中専ラ手内職ヲ以テ生計ト
 セル者（故ニ女教員、電信技手、タイピスト、速記者等相當頭腦ヲ働
 カス者ハ除外ス）ニ就テ三一四種ノ職業ヲ調査セリ。本調査ハカリフ
 オルニア州ニ於ケル調査並ニ總テ風紀道德ニ關スル調査ヲ省キタルモ
 ニシテ、調査員ニハ特ニ其ノ道ノ婦人ヲ採用シ地位及俸給等一切ノ
 待遇男子調査員タルスベシアル、エジエントノ夫レト全然等シクセリ。
 労働省ハ自ラ進シテ斯ノ如キ破格ナル待遇ヲ彼等ニ與ヘ以テ男子ト
 其ノ技ヲ競ハシメタリ而シテ其ノ成績ハ至ツテ良好ナリシ旨報告ニモ
 特記シアリ。扱是等ノ婦人ハ義務トシテ申告者各人ニ就テ親シク戸別
 訪問（インターヴイウ・インデヴィデュアリー）ヲ行ヒ女子賃銀労働
 者一七、四二七名即チ上記二二都市ニ於ケル（次頁へ續ク）

國勢院

女子賃銀労働者ノ六分乃至七分ノ人員ニ就テ其結果ヲ論テセタリ。

サレト其調査手續ノ詳細ニ至ツテハ何等報スル所ナシ。殊ニ申告者ノ専
 門ノ陳述ニ關シ果シテ統一アル方法カ講セラレシヤ否ヤニ就テモ記ス
 ル所皆無ナリ。是等ニ關シテハ一八九九年度「獨逸帝國統計因季報」第
 三號一一頁ニ就テ見ルヘシ。

本書ハ先ツ二大都市ニ於ケル女子労働者ノ社會上ノ經濟上ノ狀況
 ヲ略述シタル後、彼等女性ノ保護及福利増進設備タル婦人ホーム（所謂
 ホーディング・ホームズナリ、此ノ設備ハ既ニ米國ニ於テ大ニ普及サ
 レ居レリ）ニ就テ特ニ論シアリ。其ノ次ニハ都市及職業種類別（種類
 ハ三一四種）ニヨル詳細ナル統計表アリテ、年齢、職業、出生、身分
 、生計、所得等ノ詳解ヲ施シアリ。

國勢院

女子賃銀労働者ノ六分乃至七分ノ人員ニ就テ其結果ヲ論テセタリ。

サレト其調査手續ノ詳細ニ至ツテハ何等報スル所ナシ。殊ニ申告者ノ専
 門ノ陳述ニ關シ果シテ統一アル方法カ講セラレシヤ否ヤニ就テモ記ス
 ル所皆無ナリ。是等ニ關シテハ一八九九年度「獨逸帝國統計因季報」第
 三號一一頁ニ就テ見ルヘシ。

本書ハ先ツ二大都市ニ於ケル女子労働者ノ社會上ノ經濟上ノ狀況
 ヲ略述シタル後、彼等女性ノ保護及福利増進設備タル婦人ホーム（所謂
 ホーディング・ホームズナリ、此ノ設備ハ既ニ米國ニ於テ大ニ普及サ
 レ居レリ）ニ就テ特ニ論シアリ。其ノ次ニハ都市及職業種類別（種類
 ハ三一四種）ニヨル詳細ナル統計表アリテ、年齢、職業、出生、身分
 、生計、所得等ノ詳解ヲ施シアリ。

國勢院

右ノ内勞働省カ特ニカヲ注キタル項目ハ自活ノ遺ユ入りシ第一步、彼等ノ大部分ヲ占ムル年節、職業ノ轉換、兩親ト出生地トノ關係、家族ト同居スルヤ、又ハ下宿者クハ一私人ノ家ニ身ヲ寄スルヤ、本業ト手内職、本人ノ回答ニ依ル佳(ゴエイア)良(グツド)不良(ボツド)等ノ健康狀態、學歷、宗教、家計ノ豊カナルカ、又ハ貧シキカノ如何等ナリ。又彼等經濟上ノ狀態ヲ知悉センカ爲賃銀統計表ヲ作製セリ。右ハ一三、八二二名ノ賃銀労働者ヲシテ一年間ニ於ケル實收入(名義上ノ賃銀額ニヨラサル)ヲ記入セシメタルモノニシテ、別ニ五、七一六名ヨリ收支計算ノ統計ヲ作りタリ。

尙最後ニハ彼等ノ旅行問題ニ論及シタリ、即チ三、八六六名ノ娼婦ニ就テ其ノ身元ヲ洗ヒタル結果一般世論トハ反對ニ彼等ノ離身カ機ネ

Vertical text columns on the right page, likely bleed-through from the reverse side. The text is dense and difficult to read due to the image quality.

女工ナリシ事分明シタリ。又被褥ヲ編ツテ賣カル淪落ノ淵ニ墜レシ
原因カ主トシテ雇主側ノ過當ニ因ルモノナリトノ説モ茲ニ確ヘサル
ルニ至レリト。

一一、労働省長官第一一次年報「男女及勤者ノ仕事ト其賃金（一）
八九七年 六七一頁」

労働省ハ國會ノ命ニ據リ婦人及勤者ノ労働状態ヲ手摺ク調査セリ。
然レトモ前掲罷職ノ四半派中ニ見ルカ如ク此ノ種ノ調査ハ從來既ニ
行ハレ來リシモノニシテ且ハ調査ノ範圍ニ一定ノ制限ヲ附シアリシ
ヲ以テ労働省ハ材料蒐集ノ範圍ヲ次ノ如ク定メサルヲ得サリキ、「婦
人及勤者ノ仕事ト賃金ト」男子ノソレニ比較シテ、婦人及勤者カ男
子ノ領域ヲ如何稱狹シ居ルヤ、又同一ナル仕事ニ従事セル男女及勤

者ノ能率如何ト。故ニ調査ハ結局業務ノ質價、能率三者ノ相関ニ止
マルモノナリ。
先ツ本書ノ冒頭ニハせんさすニ據ル婦人業務ノ微ヲ擧ケテ彼等増加
ノ趨勢ヲ示シ。次ニ本調査ニ及ヒタリ。労働省カスベシアル、エジエ
ンツヲ懸懸シテ蒐集シタル材料ハ業主一、〇六七人、労働者（即チ使
用人ノ意）一四八、三六七人ナリシモ、實際ノ費料トナリシハ業主九
一三人、労働者一〇八、六四八人ナリキ。而シテ右ヲ觀察ノ種類ニ分チ
テ約七〇種ト爲シ更ニ之ヲせんさす業務ノ際費用シ察リシ大分類ニ分
チテ家内用途及個人的使用（例ヘハ洗濯費、染色費、飲食費ノ如シ）
手工及工業、自由業（圖書館、學校、病院等）及商業トセリ。
調査ノ時期ハ（次頁ヘ續ク）

者ノ能率如何ト。故ニ調査ハ結局業務ノ質價、能率三者ノ相関ニ止
マルモノナリ。
先ツ本書ノ冒頭ニハせんさすニ據ル婦人業務ノ微ヲ擧ケテ彼等増加
ノ趨勢ヲ示シ。次ニ本調査ニ及ヒタリ。労働省カスベシアル、エジエ
ンツヲ懸懸シテ蒐集シタル材料ハ業主一、〇六七人、労働者（即チ使
用人ノ意）一四八、三六七人ナリシモ、實際ノ費料トナリシハ業主九
一三人、労働者一〇八、六四八人ナリキ。而シテ右ヲ觀察ノ種類ニ分チ
テ約七〇種ト爲シ更ニ之ヲせんさす業務ノ際費用シ察リシ大分類ニ分
チテ家内用途及個人的使用（例ヘハ洗濯費、染色費、飲食費ノ如シ）
手工及工業、自由業（圖書館、學校、病院等）及商業トセリ。
調査ノ時期ハ（次頁ヘ續ク）

(一)調査ノ期間タル一八九五年及一八九六年ニ於ケル或任意ノ一週間、
(二)如クトモ十年以前ニ於ケル一週間ノ二通りニ亘リ、業主ノ下ニ働ケ
ル全僱用人ヲシテ申告セシメタリ。次ニ賃銀ハ業主ヨリ直接賃銀家ニヨ
リ之ヲ送附セシメ、又年終及能率ハ業主、工場長、簿記員其ノ他各個ノ
僱用人ニヨリ之亦申告セシメタリ。後等一週間ノ賃銀ヲ圖フルニハ可也
ノ損益ニ差支セシモ調査員ハ申告シタル文ノ彙集ハ之ヲ撰クルヲ得タ
リ、而シテ其ノ簡便ヲニ背シムカ難キ懸念ナル由申告ハ之ヲ排除セリ、
次ニ過去十年間ニ於ケル能率ノ年終、休性及過給ト調査當時ノ夫レ
ヲ以テ對照セリ。

商人及勤者ノ能率ト男子ノ夫レトヲ比較センカ爲スベシアル。エジ
プトハ聯合ニ依リテハ一禁モ設置アル役員及工場長ヨリ可及的詳細

ナル陳述ヲ徴シタリ。

因ニ云フ斯ノ如キ陳述ハ四三六人ノ業主ヨリ徴セラレ専ラ調査ノ時期
ニ就テ研究ヲ遂ケタリ、又同一ナル業務ト同一ナル能率ト有スル男
女及幼者ニ就テモ此ノ尋問ヲ行ヒテ彼等ノ選給ヲ比較セリ。

右ノ結果ニ據レハ七八一人ノ業主カ使用セル者ノ中婦人ヨリモ高キ
賃銀ヲ受クル男子ハ七割六分二厘ナルニ反シ、男子ヨリ高キ賃銀ヲ受
クル婦人ハ一割六分二厘ニシテ、同額ナル賃銀ヲ受クル男女ハ七分三
厘ナリキ。

尙卷尾ニハ婦人勞働ノ長所ニ關シ業主カ申告セル諸々ノ點ヲ掲ケタ
リ。

一二、勞働省長官第七次特別報告「バルチモニア、市俄古、紐育、弗

モノナレハ是等調査ノ結果ヲ打ツテ一丸ト爲スハ宜シカラス。今ヲ舉
ゲテ之ヲ證明センニ、經濟ハ商業發展タル開港地ニシテ且ハ首都ナリ
弗府ハ大工業地ニシテ南北貨物ノ集散スル要路ニ立テリ。又バルチモ
一アハ合衆國南部ノ特色ヲ發揮シタル大都會ニシテ、市儂古ハ商工業、
交通業等ニ従事セル各種階級者ノ紛擾錯綜セル中繼ノ大都會タリ。
抑々英語ノスラムス（細民部落、貧民窟）ナル用語ハ兎角評判ノ宜
シカラサル人々カ難然トシテ相鄰居セル穢汚ナル街地ヲ指スモノニシ
テ、ソレニ通スル意識社會モ亦廣キモノナレト、茲ニハ前記細民部落、
貧民窟ノ意ニ解シタリ、サレト此一窟中ニハ生計ノ豊カナル普通一般ノ
人士モ共ニ居住スルモノナレハ調査ニハ是等ノ人々ヲモ含メ在リタリ。
根調査ヲ行フニ當リ労働省ハ臨時ニ調査員一エツキスパート）ヲ採用

シ後等ハ本省員ノ指導下ニせんさすヲ施行スル時ト同様ナル戸別訪問ノ方法ニ依リ各人ニ就テ調査ヲ遂ケタリ而シテ其ノ調査手續ニ關シテハ別ニ詳シク記シ居ラス。

本省ハ先ツ労働貧民ニ於ケル犯罪事項トブランゾー酒舖ノ跳案ニ就テ進ヘ、次テ住民ヲ人種、年齢、性別、身分、出生等ノ別並ニ世帯數ト世帯別普通一般ノ家、下宿、旅館ニ分テ、尙別ニ選舉權ノ有無及血統、職業、年齢、教育ノ程度、在留期間等ニ分テタリ。又一方貧民ニ於ケル總テノ住民ニ就テ其ノ職業所得労働時間、教育ノ程度、児童ノ通學ト職業、出生數、衛生及居住ノ状態等ヲ調査セリ。是等諸項ニ就テモ調査手續ニ關シテハ後ニ詳シク記ス。

一三、労働省長官第九次、特別報告一市僱古ニ於ケル伊太利人(一



...

...

八九七年 關〇九頁

本書ハ移民問題ニ關スル法制上ノ資料ヲ得ンカ爲市價古ニ於ケル伊
太利人ノ社會上ノ經濟上ノ狀況、就中一部下層社會ノ狀況ヲ調査シ爾
ト同様ノ辦法ヲ以テ敘述シタル上爾等ニ對比セシメタルモノナリ、
此調査ノ手續モ亦前調査ノ次ニ略々同ク但シ戸別訪問、申告書記入
等ノ手續ハ唯一名ノ婦人調査員ヲシテ一切之ヲ行ハシメ爾等ソレ以
外ノ作業ハ本省カ專ラ擔當セリ、彼女ハ斯クシテ市價古ニ於ケル諸方
ノ街區ヲ訪レ總體ニ於テ六、七七三名ヲ包含セル一、三四八世帯ニ就
テ調査ヲ終セタリ、爾シテ有人員中伊太利本土ノ出生者ハ四、四九三
名ヲ數エタリ、因ミニ云フ一八九〇年度せんさすノ際調査セル市價古
在住伊太利人種ハ五、六八五名ニシテ、附者ノ數ニ大ナル懸隔ナキヲ

國勢院

此調査ノ主眼トモシテハ前調査ト同シク各世帯ニ於ケル家族組織ニ
 シテ各個人ニ就テ云ハ、体性、年齢、身分、出生、並ニ両親ノ上記諸
 事項ト合衆國ニ於ケル在留年限、國籍、業務又ハ職業、一週間ニ於ケ
 ル労働時間、一週間ニ於ケル平均所得額、一週間ニ於ケル業務ノ延長
 年收、疾病又ハ不具ノ有無等ニシテ此外尙彼等カ母國語ヲ讀ミ書キシ
 得ルヤ、英語ヲ讀ミ書キ又ハ讀シ得ヤ及ビ兒童ハ通事、^居ルヤ等ニ
 就テモ問ヘタリ。

労働時間

觀テモ此調査カ如何ニ整然ト行ハレシカヲ知ルヲ得ヘシ。
 此調査ノ主眼トモシテハ前調査ト同シク各世帯ニ於ケル家族組織ニ
 シテ各個人ニ就テ云ハ、体性、年齢、身分、出生、並ニ両親ノ上記諸
 事項ト合衆國ニ於ケル在留年限、國籍、業務又ハ職業、一週間ニ於ケ
 ル労働時間、一週間ニ於ケル平均所得額、一週間ニ於ケル業務ノ延長
 年收、疾病又ハ不具ノ有無等ニシテ此外尙彼等カ母國語ヲ讀ミ書キシ
 得ルヤ、英語ヲ讀ミ書キ又ハ讀シ得ヤ及ビ兒童ハ通事、^居ルヤ等ニ
 就テモ問ヘタリ。

(四) 労働條件ト労働者保護

國勢院

以上列挙說明モシ刊行勅中其過半以上孫ニ第四、第五、第七、第一
〇、及第一一ニ於テ賃銀統計ヲ引用シタリ、尙勞働時間ニ就テモ之ト同
斷ナリ。據本章ニハ主トシテ賃銀及勞働時間ノ研究ニ基クニ刊行書ヲ編
介シ該書ノ勞働者保護ニ關スルモノハ茲ニ掲ケサル事トセリ。
一四、勞働省長官第五次年報「鐵道ノ勞働
(一八八九年 八八八頁)

以上列挙說明モシ刊行勅中其過半以上孫ニ第四、第五、第七、第一
〇、及第一一ニ於テ賃銀統計ヲ引用シタリ、尙勞働時間ニ就テモ之ト同
斷ナリ。據本章ニハ主トシテ賃銀及勞働時間ノ研究ニ基クニ刊行書ヲ編
介シ該書ノ勞働者保護ニ關スルモノハ茲ニ掲ケサル事トセリ。
一四、勞働省長官第五次年報「鐵道ノ勞働
(一八八九年 八八八頁)

一四、勞働省長官第五次年報「鐵道ノ勞働
(一八八九年 八八八頁)

此調査ハ鐵道従業員ノ狀況部ヲ被尋ト鐵道會社トノ關係ヲ各地方
及各
省ノスベシアル、エジエツニヨリテ行ハレ。一八八八年四月ヲ以テ
調査ニ着手シ翌年四月ニ終了セリ。
此調査ノ骨子トナルモノハ賃銀統計ニシテ右ニ付テハ以下ニ述フル

次第ナルカ尙爾餘ノ調査ニ關シテハ豫定通りノ進歩ヲ見サリシカハ單ニ數百ノ階會社ニ對シ「貴社ハ飲酒ノ享樂ニ對シテ如何ナル處置ヲ採レルヤ、貴社ハ従業員ニ社宅ヲ供スルヤ、彼等ノ福利増進施設如何」等ノ如キ問合セヲ發セシニ過キサリキ。

擧賃銀及労働時間ニ關スル調査方法トシテ労働省ハ六〇ノ鐵道會社ヨリ賃銀表ヲ蒐メタリ。右ノ表ハ労働者二四一、九一〇名即チ當時會衆國ニテ鐵道ニ從事セシ者ノ約三分ノ一ニ該當スル人員ニ關スルモノニシテ、是等階會社ノ名稱ハ一々列擧セス、職順位及所在地ニ從ヒ之ヲ七管區（即チ七ツノ分類）ニ分チテ配シタリ。

調査ハ專ラ各個人ヲ基トシタレハ業務、賃銀等ノ研究モ從テ二四一、九一〇名ノ各個ニ分チタリ。賃銀ハ概ネ時ニ從テ賃銀ヲ基トシテ彼

等ノ實收入又ハソレニ近キ收入、(口給)一日ノ労働時間ヲ十時間トシ
テ一年ニ於ケル労働日數總計(總日)及年收等ヲ調ヘタリ。尙物ニ從フ
賃銀ニ就テハ單ニ年收ヲ記セリ、而シテ其主タル統計表ハ彼等ノ業務・
・。其種類一、一〇六アリ。・。ニ據リ分チタル個人ニ就テ勞
働時間ヲ二五日又ハ五日毎ニ九ツニ分チ、年收ハ一〇〇弗毎ニ其等差
ヲ設ケタリ。其次ユ來ル表ハ是等ノ一覽表ニシテ同一ノ労働期間、賃銀
、收入等ヲ業務別トシテ二四ノ分類ニ分チタリ。
尙最後ニ業務及賃銀ノ比較ハ彼等ノ労働日數カ三〇〇日以上ナルカ
又ハ三〇〇日以下ナルカニ依リテ區別シタリ。

一五、労働省長官第一五次年報ノ商業國ノ賃銀(一九〇〇年二卷
一、六四二頁)

此ノ問題ニ關シテハ從來國會、元老院及下院議員、勞働組合、學者
著作家等各方面ヨリ勞働省ニ宛テテ質問ヲ寄スル事頻繁ナリシカハ同
省ハ之ニ刺激セラレ世界商業團ニ於ケル賃銀事情ヲ調査シテ之ヲ世ニ
公ト爲サンコトヲ計ルニ至レリ。勞働省ハ既ニ一八九四年以來調査ニ
着手シ官公署ニ就キ一、五〇〇有餘ノ確實ナル材料ヲ涉獵蒐集シテ約
一、二五〇、〇〇〇人分ノ賃銀ヲ得タリ、而シテ右ノ内ヨリ約九〇〇、
〇〇〇人ヲ適當ナル實例ヲ認メ約四、五〇〇ノ職業ニ分チテ之ヲ本書
ニ採録シタリ。

調査ノ範圍ハ米國ノ各州各地方ハ開フニ及ハス其ノ他外國、其ノ領
土、州等凡ソ百餘個所ニ亘リタルカ、材料ハ専ラ官公署ニ就キテ之ヲ
求メタリ。斯クシテ本書ニ掲ケ得タル官公署ノ數ハ七一四ニ上リタリ。
合衆國ニ關スル資料カ殆ント擧ケ盡サレタルノ觀アルハ一般人士ノ
首肯スル所ニシテコハ又外國ノ夫レニ就テ開フモ同様ナリトス、尙材
料カ果シテ根據スヘキモノナルヤ否ヤニ關シテハ勞(次頁へ繰ル)

四
二
一

本邦ノ労働者保險制度ニ於ケル同制度ニ關スル報告ヲ載セタリ。元來
 尙最後ニ蒐集材料ノ説明ハ專ラ一般事項ニノミ止メタリ。
 (ハ) 疾病、災害、廢疾、老廢、失業
 一六 労働省長官第四次特別報告ノ獨逸ニ於ケル強制保險(一八九
 三年 三七〇頁)
 本書ハ獨逸ニ於ケル労働者保險ニ就テ述ヘタルモノニシテ附録ニハ
 尙其ノ他ノ歐羅巴諸國ニ於ケル同制度ニ關スル報告ヲ載セタリ。元來
 本書ハジヨン、ブラハム、ブルツクスナル一私人ノ研究ヲ發表シタル
 モノニシテ氏ハ同問題研究ノ爲メク歐羅巴ニ遊ハントノ宿志アリ、勞
 働省力偶々此學アルヲ傳ヘ知り是勿怪ノ幸ナリトシ氏ニ屬スルニ同省
 ノ方針ニ從ヒ歐羅巴ニ於ケル労働者保險制度ノ調査ヲ以テシ、茲ニ因

四
二
一

本邦ノ労働者保險制度ニ於ケル同制度ニ關スル報告ヲ載セタリ。元來
 尙最後ニ蒐集材料ノ説明ハ專ラ一般事項ニノミ止メタリ。
 (ハ) 疾病、災害、廢疾、老廢、失業
 一六 労働省長官第四次特別報告ノ獨逸ニ於ケル強制保險(一八九
 三年 三七〇頁)
 本書ハ獨逸ニ於ケル労働者保險ニ就テ述ヘタルモノニシテ附録ニハ
 尙其ノ他ノ歐羅巴諸國ニ於ケル同制度ニ關スル報告ヲ載セタリ。元來
 本書ハジヨン、ブラハム、ブルツクスナル一私人ノ研究ヲ發表シタル
 モノニシテ氏ハ同問題研究ノ爲メク歐羅巴ニ遊ハントノ宿志アリ、勞
 働省力偶々此學アルヲ傳ヘ知り是勿怪ノ幸ナリトシ氏ニ屬スルニ同省
 ノ方針ニ從ヒ歐羅巴ニ於ケル労働者保險制度ノ調査ヲ以テシ、茲ニ因

國
勢
院

テ其ノ報告ヲ載録シタル次第ナリ。

(二) 勞働省ノ福利増進

本章ハ先ツ生活費ノ統計（即チ家計費）ニ就テ略述スヘキナレト、
既ニ第四、第五、第一〇ノ刊行書ニ於テ各々論スル所アリ、又住宅問
題ニ就テモ第一〇―一三ノ刊行書ニ於テ論スル所アリシヲ以テ第一七
ニ於テ直チニ標記ノ問題ニ立入ラントス。次ニ酒精飲用問題ニ關スル
二書ノ中一書ハ既ニ第一四ニ於テ之ヲ取扱ヘリ。尙最後ニハ工業教育
ニ關スル二書ヲ紹介セシム。

一七 勞働省長官第八次特別報告―勞働階級者ノ宿泊（一八九五年
四六一頁）

本書ハ以前勞働省官吏タリシドクトル、イー、グルド氏ノ著ス所ニ
係リ著者ハ米國及歐羅巴先進國ニ於ケル住宅問題ノ實際ニ觸レテ論シ

Figure 1: A large, faint illustration or diagram, possibly a map or a complex chart, occupying the right page. The details are illegible due to fading.

一、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 二、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 三、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 四、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 五、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 六、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 七、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 八、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 九、労働省の調査報告（労働省調査報告）
 十、労働省の調査報告（労働省調査報告）

タル上進ンテハ彼我相互ニ於ケル各種ノ施設ヲ對照比較シテ労働階級
 者ノ康安ニ關スル此重要問題ニ對シ多大ノ貢獻ヲ與ヘタリ殊ニ氏ハ紐
 育、英國、佛蘭西、白耳義及獨逸等ノ公衆保險ニ關スル法規、英國、
 佛蘭西、白耳義ニ於テ保健上ノ願慮ヨリシテ行ハルル公用徴收法及保
 健ニ關スル團體組合ノ協力諸大都市ニ於ケル建築法令ニ就テ力説スル
 所アリ時ニ建築ノ良否及労働者住宅問題ニ就テハ説ク所精密ヲ極ム、
 尙本書ニハ設計表及圖解等七九葉ヲ挿入シアリ。
 一八 労働省長官第五次特別報告―飲料業ニ於ケルゴテンブルグ制
 度（一八九三年 二五三頁）
 本書モ亦ドクトル、イー、グルド氏カ労働省官吏（統計官）タリシ
 頃氏一個ノ研鑽ニ基キテ著シタルモノナリ。氏ハ調査殊ニ生活費調査

ノ使命ヲ帯ヒテ多年歐羅巴ニ滞在シタリ。
本書ハ先ツ所謂ゴテンブルグナル酒類販賣制度ノ沿革ニ就テ述ヘタ
ル後瑞典、薩威ニ於ケル之ニ關スル法制及ゴテンブルグ、ストツクホ
ルム、ベルゲン及クリステアニアノ四主要地方ニ於テ此制度ニ依リ
テ組織サルル會社（組合）ノ活動ヲ記シ尙最後ニハ經濟上及社會上ノ
見地ヨリ此ノ制度ノ利害長短ヲハ論シタリ。

ノ使命ヲ帯ヒテ多年歐羅巴ニ滞在シタリ。
本書ハ先ツ所謂ゴテンブルグナル酒類販賣制度ノ沿革ニ就テ述ヘタ
ル後瑞典、薩威ニ於ケル之ニ關スル法制及ゴテンブルグ、ストツクホ
ルム、ベルゲン及クリステアニアノ四主要地方ニ於テ此制度ニ依リ
テ組織サルル會社（組合）ノ活動ヲ記シ尙最後ニハ經濟上及社會上ノ
見地ヨリ此ノ制度ノ利害長短ヲハ論シタリ。

一九 勞働省長官第一二次年報 一 經濟上ヨリ觀タル飲酒問題
(一八九七年 二七五頁)
本書ハ飲酒問題ヲ經濟的方面ヨリ解明センカ爲酒類ノ製造、消費
及酒賣權ニ就テ述ヘ、尙酒類ニ依ル州、縣、市町村ノ財源ニ就テ並
ニ酒類製造業者カ飲酒ニ就テ如何ナル意見ヲ有シ、如何ナル處置ヲ
構シ居ルヤニ就テ論シタリ。

一九 勞働省長官第一二次年報 一 經濟上ヨリ觀タル飲酒問題
(一八九七年 二七五頁)

本書ハ飲酒問題ヲ經濟的方面ヨリ解明センカ爲酒類ノ製造、消費
及酒賣權ニ就テ述ヘ、尙酒類ニ依ル州、縣、市町村ノ財源ニ就テ並
ニ酒類製造業者カ飲酒ニ就テ如何ナル意見ヲ有シ、如何ナル處置ヲ
構シ居ルヤニ就テ論シタリ。

酒類ノ製造及消費ニ就テハ勞働省カ親ヲ手ヲ下シテ調査ヲ進ケル
ル譯ニハ非ヌ、稅務署及センサス局カ調査シタルモノヲ利用シタル
ニ過キヌ、稅務署ノ調査ニ據レハ一八九五年一 九六年度ニ於ケル蒸
餾業者(即チ火酒ノ製造)ハ六、一八七人ニシテ、其蒸餾高ハ八九
、九九二、五五五ガロン、又醸造業者(即チ麥酒等ノ製造)ハ一、

一、酒類ノ賣捌ニ就テハ特ニ調査ヲ行フノ必要アリシヲ以テスベシ
 アル、エジエンツヲシテ之ヲ行ハシメタリ、但シ其ノ調査範圍ハ納
 稅者ノ約四分ノ一ニ限ラレ、而モ其ノ調査ハ租稅表ノ助力ニ依リテ
 遂行セラレタリ。尙食品賣捌商、飲食店、旅館等ノ如ク酒類ノ仕
 入及賣捌ヲ兼業トセル者ニ對シテハ酒類ノ仕入高ヲ尋ネタリ、調査
 ハ以上ノ如キ方針ニ依リ合衆國全土ニ亘ツテ行ハレタリ、今調査ニ據
 ル結果ヲ記サンニ酒類販賣業者ハ全國ニテ一六一、〇〇〇人ニシテ
 其ノ資本總額九五七、〇〇〇、〇〇〇弗、營業稅總額一〇、〇〇〇

國勢院

八六六人ニシテ其ノ醸造高ハ三五、八五九、二五〇バレルナリキ、又
 投下資金、従業員、賃銀、原料代、製造高等ハ一方センサス局ノ調
 査ニ據リ知ル事ヲ得タリ。

又酒類ノ賣捌ニ就テハ特ニ調査ヲ行フノ必要アリシヲ以テスベシ
 アル、エジエンツヲシテ之ヲ行ハシメタリ、但シ其ノ調査範圍ハ納
 稅者ノ約四分ノ一ニ限ラレ、而モ其ノ調査ハ租稅表ノ助力ニ依リテ
 遂行セラレタリ。尙食品賣捌商、飲食店、旅館等ノ如ク酒類ノ仕
 入及賣捌ヲ兼業トセル者ニ對シテハ酒類ノ仕入高ヲ尋ネタリ、調査
 ハ以上ノ如キ方針ニ依リ合衆國全土ニ亘ツテ行ハレタリ、今調査ニ據
 ル結果ヲ記サンニ酒類販賣業者ハ全國ニテ一六一、〇〇〇人ニシテ
 其ノ資本總額九五七、〇〇〇、〇〇〇弗、營業稅總額一〇、〇〇〇

國勢院

○〇〇〇、又營業主若クハ其ノ合資者總數一九一、〇〇〇人、使
用人總總數二四二、〇〇〇人ナリトス。
次ニ州、郡、市町村カ酒稅ニ依リ幾何ノ收入ヲ得タリシヤニ就テ
ハ米國ノ如キ特殊ナル事情ヲ有スル國ニ在ツテハ其ノ調査頗ル困難
ナリトス。之ニ關シテハ信賴スルニ足ル資料僅カナリシカハ、先ツ總
一着手トシテ州、郡、市町村ノ稅務官吏ヨリシテ調査ニ掛ラサルヲ
得サリキ。サレハ此ノ調査ノ目的ニ適フ操作製シタル申告書ヲ被尋ニ
配布セリ。然レトモ被尋ノ中ニハ申告セサル者モアリテスベシアル
、エジエンツノ手數ヲ要シタリ。兎ニ角右ノ調査ニ據ル概數ヲ示サ
シニ、一ヶ年ニ於テ國庫ノ收入トナルヘキ酒類ノ營業稅及消費稅ハ
合衆國政府約一一四、五〇〇、〇〇〇弗、州約一〇、〇〇〇、〇〇〇

○〇〇〇弗、又營業主若クハ其ノ合資者總數一九一、〇〇〇人、使
用人總總數二四二、〇〇〇人ナリトス。
次ニ州、郡、市町村カ酒稅ニ依リ幾何ノ收入ヲ得タリシヤニ就テ
ハ米國ノ如キ特殊ナル事情ヲ有スル國ニ在ツテハ其ノ調査頗ル困難
ナリトス。之ニ關シテハ信賴スルニ足ル資料僅カナリシカハ、先ツ總
一着手トシテ州、郡、市町村ノ稅務官吏ヨリシテ調査ニ掛ラサルヲ
得サリキ。サレハ此ノ調査ノ目的ニ適フ操作製シタル申告書ヲ被尋ニ
配布セリ。然レトモ被尋ノ中ニハ申告セサル者モアリテスベシアル
、エジエンツノ手數ヲ要シタリ。兎ニ角右ノ調査ニ據ル概數ヲ示サ
シニ、一ヶ年ニ於テ國庫ノ收入トナルヘキ酒類ノ營業稅及消費稅ハ
合衆國政府約一一四、五〇〇、〇〇〇弗、州約一〇、〇〇〇、〇〇〇

○邦、都約五、〇〇〇、〇〇〇弗、市町村約三四、〇〇〇、〇〇〇
 弗ニシテ、合計約一六四、〇〇〇、〇〇〇弗ニ達シタリ、次ニ割合
 ニ據ル收入ハ合衆國政府一二三、八四五弗、州、郡、市町村合計約
 一、〇〇〇、〇〇〇弗ニシテ酒類ノ輸入税ハ六、七〇〇、〇〇〇弗
 ニ上リタリ、
 右ノ外アルコール等樂カ各種ノ生産業ニ及ホセル影響ヲ附メンカ
 ル、在來ノ調査方法ヲ避ケ、農業、工業、商業、商業及交通業等凡ソ
 各方面ノ生産ニ從事セル有力ナル企業者三〇、四一人ニ對シテ申
 告書ヲ配布セリ、
 然レトモ彼等ノ全部ヨリ一様ニ完全ナル回答ヲ受タル事ハ勿論不
 可能ナル次第ナリ、今回答ヲ寄セタル企業者七、〇二五人ノ中此點ニ

○邦、都約五、〇〇〇、〇〇〇弗、市町村約三四、〇〇〇、〇〇〇
 弗ニシテ、合計約一六四、〇〇〇、〇〇〇弗ニ達シタリ、次ニ割合
 ニ據ル收入ハ合衆國政府一二三、八四五弗、州、郡、市町村合計約
 一、〇〇〇、〇〇〇弗ニシテ酒類ノ輸入税ハ六、七〇〇、〇〇〇弗
 ニ上リタリ、
 右ノ外アルコール等樂カ各種ノ生産業ニ及ホセル影響ヲ附メンカ
 ル、在來ノ調査方法ヲ避ケ、農業、工業、商業、商業及交通業等凡ソ
 各方面ノ生産ニ從事セル有力ナル企業者三〇、四一人ニ對シテ申
 告書ヲ配布セリ、
 然レトモ彼等ノ全部ヨリ一様ニ完全ナル回答ヲ受タル事ハ勿論不
 可能ナル次第ナリ、今回答ヲ寄セタル企業者七、〇二五人ノ中此點ニ

就テ明記シ來リシ者ハ六、九〇一人、其使用労働者一、七四五、九二
 三人ニシテ、就中工業者三、七〇〇人其労働者一、〇一一、六六一人
 、交通業者七一三人、其労働者四五八、七六四人ナリキ。而シテ労働者
 カ被等業主ニ對シテ設シタル間ハ「(一)貴下ハ使用人ヲ雇入ル、ニ被等
 被等カ飲酒ノ慣習アルヤ否ヤヲ先以テ尋ネラル、ヤ、(二)又之ヲ尋ヌル
 方法如何」ナリキ(一)ニ就テハ尋ヌル業主五、三六三人ニシテ、尋ネ
 サル者一、六一三人ナリキ(二)ニ就テ答セ來リシ回答ニハ勿論通俗的ノ
 方法ヲ採ル者多ク、例ヘハ「尋問」(インタビューアリー)ト記シ來リ
 シカ如シ。是等ハ本書ノ表ニ載セアリ、尙労働者力之ト同様ナル方法ヲ以
 テ被等ヨリ回答ヲ徵シタル事項ハ略ス夫ノ如シ。

「労働者ハ何故飲酒スルヲ得サルカ、其理由如何」(回答者一、七九

就テ明記シ來リシ者ハ六、九〇一人、其使用労働者一、七四五、九二
 三人ニシテ、就中工業者三、七〇〇人其労働者一、〇一一、六六一人
 、交通業者七一三人、其労働者四五八、七六四人ナリキ。而シテ労働者
 カ被等業主ニ對シテ設シタル間ハ「(一)貴下ハ使用人ヲ雇入ル、ニ被等
 被等カ飲酒ノ慣習アルヤ否ヤヲ先以テ尋ネラル、ヤ、(二)又之ヲ尋ヌル
 方法如何」ナリキ(一)ニ就テハ尋ヌル業主五、三六三人ニシテ、尋ネ
 サル者一、六一三人ナリキ(二)ニ就テ答セ來リシ回答ニハ勿論通俗的ノ
 方法ヲ採ル者多ク、例ヘハ「尋問」(インタビューアリー)ト記シ來リ
 シカ如シ。是等ハ本書ノ表ニ載セアリ、尙労働者力之ト同様ナル方法ヲ以
 テ被等ヨリ回答ヲ徵シタル事項ハ略ス夫ノ如シ。

「労働者ハ何故飲酒スルヲ得サルカ、其理由如何」(回答者一、七九

「飲酒ヲ全禁又ハ或程度マテ禁ル」
 「夜業、娯遊勸禁」
 「土曜日及其他ノ日ニ貨物ヲ支拂フ場合」
 「飲酒勸助ノ方法」等。

二〇 労働省長官第八次年報 一 實業教育
 (一八九二年 七〇七頁)

二一 労働省長官第一七次年報 一 商工業教育
 (一九〇二年 一、三三三頁)

四人)「飲酒ヲ全禁又ハ或程度マテ禁ル」
 「夜業、娯遊勸禁」
 「土曜日及其他ノ日ニ貨物ヲ支拂フ場合」
 「飲酒勸助ノ方法」等。

二〇 労働省長官第八次年報 一 實業教育
 (一八九二年 七〇七頁)

二一 労働省長官第一七次年報 一 商工業教育
 (一九〇二年 一、三三三頁)

國會ハ會昨年度一八九〇年一九一年ニ於ケル台衆國及其他諸國ノ實業教育制度調査ニ關シ五、〇〇〇弗ノ豫算案ヲ可決セリ第八次年報ハ即チ此調査報告ニシテ、同レ夕第一七次年報ハ十年後ニ於ケル實質上同一ノ事情ヲ扱ヒシモノナリ第八次年報ハ米國、埃太利、白耳義、佛

... 英國、伊太利、露西亞、暹羅、新加坡、丁株、暹西等
於ケル實業教育ノ現行組織ヲ記シタルモノニシテ、勞働者ハ省外ノ
專門家ニ委託シテ調査ニ當ラムルト同時ニ、他ニ信託スヘキ資料ヲ利
用シ、尙スペシアル、エジエンツノ特定ナル研究ニ依リテ之ヲ補正
スル所アリキ。調査ノ範圍ハ必スシテ實業教育ノ全般ニ亘ルモノニハ
非ス、唯各國ニ於ケル現行制度中實業教育ノ目的ト方針財源教授法
、通學、經費等ニ關シ若干ノ實例ヲ蒐集シテ之ヲ一覽表ニ作畫セシ
モノナリ。

又第一七次年報ニ之ト略々同様ニシテ唯公立學校ニ於テ今日到ル
所普及サレ居ル手工業教育及高等農林學校、高等實業學校等ニ關ス
ル事項ハ之ヲ省キタリ、而シテ調査ニ及ヘル國ハ米國、澳太利、白

（Faint, mostly illegible text, likely bleed-through from the reverse side of the page. Some characters are difficult to discern but appear to be vertical columns of Japanese text.)

耳、加奈、佛蘭西、獨逸、英國、洪牙利、伊太利、瑞奧等ナリ、
實業教育ノ效果如何ヲ知ランカ爲爾調査ニ在テハ學業ヲ専ケ居ル
雇傭者ヲ雇主ニ就テ問ヘタリ。其修得セル學業カ將來ニ於ケル職等
ノ地位ニ如何程マテ影響レ居ルヤヲ知ラン事ハ頗ル重要ナレト、今
調査シタル所ニ據レハ手工業ノ修得者ハ八〇八名ニシテ、専門學校
修了者ハ三、〇三〇名ヲ數ヘタリ。擬其次ニハ弗府ノ小學校ニ於テ教
育及科進科目ヲ修得セル者ニ就テ述ヘアリ。而シテ各州ヨリ蒐集セ
シ調査材料ハ之ヲ一覽表ニ作製シ、彼等學業ヲ専ケタル者ハ普通ノ
勞働者ニ比シ幾人優レ、幾人劣ルカヲ明カニシテ殊ニ「倫理思想ノ
開發、仕事ノ熟練等カ機械、器具ノ使用程度、仕事ノ能率、原料消
費ノ節約等ニ及ホセル影響」ヲ示シタリ。

此調査ニ引換ヘ彼者二一ニ在ナハスベシアル、エジエンツワシテ原
 主、使用人、労働組合ノ役員及組合員等ニ關スル教育上ノ状況ヲ調査
 セシメ尙調査、洪牙利、伊太利ヲ除キタル其他ノ諸國ノ實狀ヲも調査
 シテ是等ヲ料約セタリ。

(本) 組合

二二 労働省長官第九次年報 一 土地建物組合

(一八九三年 七一九頁)

本報八一八四〇年以來合衆國全土ニ爾後ノ爲ノ如ク移出セル土地建
 物組合ニ就テ述ヘシモノナリ。

元來此種ノ組合ハ各自其組織ヲ異ニスルモノナレト、其設立ノ趣旨
 ニ就テ労働省カ共通ナリト見做シ得ル點ハ、是等ノ組合ハ貯金ヲ安全

此調査ハ前記組合ノ中央本部カ贊助ノ下ニスベシアル、エジエン
ツニ依リテ行ハレタリ其目的トスル所ハ組合ノ財政及經濟狀態ト事
業ノ範圍トヲ踏襲シ、以テ是等組合ノ如何ナルモノナルカヲ一般公
衆ニ弘ク紹介セントスルニアリ。

ニ保管シ、兼テテ適當ナル償却法ニ依テ住宅ヲ獲セシメン事ヲ計ル
ニアリト。

此調査ハ前記組合ノ中央本部カ贊助ノ下ニスベシアル、エジエン
ツニ依リテ行ハレタリ其目的トスル所ハ組合ノ財政及經濟狀態ト事
業ノ範圍トヲ踏襲シ、以テ是等組合ノ如何ナルモノナルカヲ一般公
衆ニ弘ク紹介セントスルニアリ。

調査ハ一八九三年ニ於ケル組合ノ會計年度始タル正月一日ヲ期シ
テ行ハレタリ其取扱ヒシ組合數ハ五、八三八ニシテ組合員數一、七
四五、七二五名ナリ、而シテ此調査ニ洩レタル組合數ハ僅カニ四八
ニ過キス、又是等組合ノ資金總額ハ四五〇、六六七、五九四弗、此
利益金八〇、六六四、一一六弗ヲ計上セリ。



...

國勢院

夫ニ五、七六五ノ組合ヨリ出 五五、出二一名ノ組合員ヲ資金ヲ
借入ル、事ヲ得、出、出出出ノ組合ヨリ三一出、七五五名ノ組合員
ヲ住宅ノ設立ヲ了レタリ、以上ハ調査ノ一層ヲ發達セシニ過キス、
テ他等ニ關スル詳細ナル數字ハ統計表ニ就テ見ルヲ得ヘシ。
尙末尾ニハ米國各州ニ於ケル當該事類ニ關スル英文ヲ挿入スル
ナリ、

國勢院

労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）
労働省労働調査部編『労働省労働調査報告』昭和十一年版、一〇五三頁）

労働

二三―二五 労働省長官第三次、第一〇次、第一六次年報、同
盟職業ト工場閉鎖ト（一八八七年、一八九四年、一九〇一年、
一、一七二頁、一、九〇九頁（二卷）一、〇五三頁）

是等三調査ハ労働省カ毎時同歸期ニ施行スル統計調査ノ不備缺點ヲ
最モ露骨ニ表示シタルモノナリ。是等ノ調査ハ二〇箇年ノ期間（即チ一
八八一年―一九〇〇年）ニ於ケル事實ヲ蒐集セルモノナレト、労働省カ
長期ニ亘ル調査ニ對スル用意手續ヲ缺キシカハ三回ノ調査アリシニ拘
ハラス尙更ニ七年以前ニ發生セシ既往ノ事實ヲモ重ネテ調査セサルヲ
得サル破目ニ陥リタリ。調査ハ即チスベシアル。エジエンツニ依リ行ハ
レ同盟罷業ニ關スル報道ヲ搜ランカ爲メ日刊新聞及官報其ノ他發刊

物ニ據リ普ネク調査ヲ遂ケタル上、企業家、労働組合及其ノ他ノ諸團
 体ヲ防レテ難シク難スル所アリタリ。本書ニハ調査手續殊ニ他ノ諸國カ
 至難ナル方法ト見做シ居ル調査手續ニ就テ詳述スル所ナシ、因ニ云フ
 是等米國流ノ調査手續ニ關シテハ夫々一八九八年及一八九九年刊行ニ
 係ル「列強帝國統計四季報」第六號一八五頁及第三號一五頁並ニ其他ノ
 頁ニ於テ論スル所アリタリ。
 招労働省ハ職業及國別ニ從テ各年度ニ於ケル職業數、労働組合カ體
 業ニ加擔セルノ有無、職業ニ加擔セル經營者ノ數、職業ニ因ル營業停
 止ノ有無及其營業停止ノ期間、職業ノ繼續日數、職業成就ノ區別（全
 部成就セシヤ、半ナルカ或ハ又徒勞ニ歸セシヤ）兩者ノ側カ兼リシ損
 害及職業ノ援助、職業前ニ從事シ居タリシ労働者（其數ト男女別）體

四

國勢院

業ノ爲解雇セラレシ労働者及罷業後新クニ採用セシ労働者等ノ項目ヲ
設ケタリ。又別ノ表ニハ罷業ノ成否ト罷業勃發ノ原因トヲ區別セリ。尙工
場閉鎖ニ關スル事項モ略ホ之ニ添ス。

第三大年報ハ一八八一年―一八八六年、第一〇大年報ハソノ以前ニ
於ケル調査材料ヲ一八八一年―一九〇〇年度ノ變遷ニ應ジ任意訂正ヲ
加ヘタルモノニシテ、其ノ際安當ナラサル記述ハ便宜之ヲ削除セリ。
本書ノ附録ニハ一八八一年以前ニ於ケル罷業ヲ載セタリ右ハマサチユ
―セツツ・ペンシルヴェニア州局、せんさ才局等各方面ヨリ出來ル丈
多クノ材料ヲ蒐集シタルモノナリ。

尙本書ニハ埃太利・丁株・佛蘭西・獨逸・英國・伊太利等諸國ニ於テ
ル罷業統計ヲ最後ニハ罷業ニ關スル裁判所ノ判決及規定ヲモ攝ケタリ。

(H) 其他ノ調査

二六 自一八六七年 合衆國ニ於ケル婚姻ト離婚
至一八八六年

(労働省長官特別報告 一八八九年二月 一、〇七四頁)

從來合衆國ハ州ニ依リテ離婚ニ關スル法規ヲ異ニシタルヲ以テ是等ノ議論屢出スル有様ナリキ。本書ハ労働省カ此問題ニ對シ統計的基礎ヲ與ヘンカ爲國會ノ協賛ヲ經テ一七、五〇〇弗ノ經費ヲ投シテ調査シタル最初ノ特別報告ナリ。

然レトモ此問題ハ労働統計トハ殆ト無關係ナルカ故此調査ニ於テハ茲ニ贅言セズ。

二、合衆國其他ノ中央官廳及委員會ノ刊行物

労働省ノ發表スル所ニ據レハ標記ニ關スル研究ハ左ノ如シ、

先ツ特別施行令ニ據リ十年毎ニ合衆國全土ニ對シテ施行サレルセン
サナノ大規模ナルハ是世間周知ノ事實ニシテ此調査ハ營ニ人口統計ニ
ノミ限定サルルモノニ非ス、例ヘハ企業、財政、宗教、教育、保險等ニ
モ及フモノニシテ一方戶口調査ニ據リ職業ヲ尋ヌルト共ニ他方ニハ又
ノ規模ノ生産統計ニ據リ合衆國ノ生産力ヲモ取調フル次第ナリ因ニ云
フ一八九〇年ノ生産統計ニ就テハ一八九八年刊行ノ「四季報」ニ報ス
ル所アリ、尙最近（一九〇〇年）施行サレシセンサノ報告ハ人口ノ
部四編、農業ノ部二編、製造工業ノ部四編都合十編ニシテ、此外尙「
摘要」(アブストラクト)モ刊行セリ、

又領業ニ就テハ後章ニ於テ述ヘントス。

次ニ一九〇〇年度センサニ於ケル職業調査ハ報告(二卷)(二十年

問ニ於ケル經營者ニ就テ其職業ヲ分ツ事三〇三種（中分類一四〇）
ナリトス、又一九〇〇年度ニ於ケル製造業調査ハ電燈、電力、電話
電信、運搬業、飲食製造及販賣業、洗滌業、理髮業等ノ如キ特種ナ
ルモノヲ除ケル其他一切ノ製造業（有ユル工場、製粉所、店舖、其
他ノ工業施設）ヲ包含スルモノニシテ以前ハ年度額五〇〇弗以下ノ
經營者ハ之ヲ除外セシモ近時ノせんさすニ於テハ極メテ小規模ナル
經營ニモ及フニ至レリ。
せんさすノ調査ニハ從來調査員即チ巡回員（ツエーレル）ヲ使
用シ來リシモ今回重要ナル都會及地方一、三四〇ニ就テ産業上重要
ナル事項ヲ精確ニ調査セシメンカ爲ニハ特ニスベシアル・エジエン
ツヲ用ヒタリ。

調査後五月ニシテスベシアル、エジエソツカ爾シタル原料ハ全体
ノ約半數以上ニ達シ、右ハ各都市ノ状況ニ應ジテ大ナル經營者ノ資本ノ
七割九分ニ至ルニ至リ、八割一分ヲ包含セリ、
次ニ調査事項トシテ後ビタルハ資本内務（土地、建物、機械器具、
現金高及其他ノ總額資本）人員、營業主、支配人、僱用人、勞働者（
男女、幼年者、被大人員、被小人員、平均人員）及保險、貸付支拂額
、雜費（借料、贈送等）、主要原料代及燃料費、賃借ノ進捗、生産額等
ヲ主ナルモノトス、

而シテ地等ハ州別地方別及職業別ニ分タレ、職業ノ調査項目十五項
ニ區分サル、尙如上一般の調査ノ外重要ナル職業五九ニ就テハ特ニ進
階深キ専門家ヲシテ夫々屬密ナル研究ヲ爲サレタリ、即チ勞働者ハ

約三五四

國勢院

労働時間、幼年者ノ労働、賃金支拂、仲裁及和解
 ノ免カランモ、労働時間、幼年者ノ労働、賃金支拂、仲裁及和解
 ノ行為等ニ關シテハ從來意見ノ發表サレ、例屢々是レアリ。尙委員會ハ
 各州ニ於ケル「労働局」ノ設備ニ就テハ建議ノ自由ヲ有ス、即チ毎
 年度ノ局長會議ニ際シ合衆國ノ法律案ニ就テ直接國會ニ獻策シ得ルモ
 ノナリ。

國勢院

要ナル産業部門ニ就テハ最終編タル第一九中ニ農業、採掘冶金、交通
 、工業、手工業、商業、雇業ノ合同、労働、移住、租税、灌漑ニ分テ
 各部門毎ニ委員ノ意見ヲ附シテ、尙労働者保護法ニ就テ委員會カ國會
 ニ對シ直接建議スル事ハ憲法上許サ、ル所ナレハ、各州カ事ヲ協同
 的行為ニ出ツルノ外他ニ方法ナク、原則トシテハ勿論多少ノ異例ハ是
 レ免カランモ、労働時間、幼年者ノ労働、賃金支拂、仲裁及和解
 ノ行為等ニ關シテハ從來意見ノ發表サレ、例屢々是レアリ。尙委員會ハ
 各州ニ於ケル「労働局」ノ設備ニ就テハ建議ノ自由ヲ有ス、即チ毎
 年度ノ局長會議ニ際シ合衆國ノ法律案ニ就テ直接國會ニ獻策シ得ルモ
 ノナリ。

賃銀統計ニ就テハ労働省ノ刊行物（前條労働省長官第一五次年報）

國勢院

一、外尚他ノ官省ノ刊行物アリ、例ハハ領事ノ報告、國務省報告、大藏省
 報告、元老院財政調査委員會報告等ノ如シ然レトモ是等ハ茲ニ一々掲
 ケス。
 一九〇二年五月ヨリ十月ニ亘リペンシルヴェニア州ニ蜂起セシ炭坑
 夫ノ罷業ハ其後勞資双方ヨリノ建議ニ基キ茲ニ「無煙炭坑罷業調査委
 員會」(アントラサイト、コール、ストライタ、コムミツレヨン)ノ設
 置ヲ促スニ至レリ元來此委員會ハ罷業勃發前ニ當リ罷業坑夫ノ事情ヲ
 踏査センカ爲組織サレタルモノニシテ、委員ハ調査ノ目的上五五八名
 ノ人々ニ就テ諮詢ヲ遂ケタル上、本件ニ關スル詳細ナル報告ヲ單行本
 (二五七頁)トシテ刊行セリ、又機關紙「勞働省報告」一九〇三年五月
 號ニ載セタルモノナリ。

一、外尚他ノ官省ノ刊行物アリ、例ハハ領事ノ報告、國務省報告、大藏省
 報告、元老院財政調査委員會報告等ノ如シ然レトモ是等ハ茲ニ一々掲
 ケス。
 一九〇二年五月ヨリ十月ニ亘リペンシルヴェニア州ニ蜂起セシ炭坑
 夫ノ罷業ハ其後勞資双方ヨリノ建議ニ基キ茲ニ「無煙炭坑罷業調査委
 員會」(アントラサイト、コール、ストライタ、コムミツレヨン)ノ設
 置ヲ促スニ至レリ元來此委員會ハ罷業勃發前ニ當リ罷業坑夫ノ事情ヲ
 踏査センカ爲組織サレタルモノニシテ、委員ハ調査ノ目的上五五八名
 ノ人々ニ就テ諮詢ヲ遂ケタル上、本件ニ關スル詳細ナル報告ヲ單行本
 (二五七頁)トシテ刊行セリ、又機關紙「勞働省報告」一九〇三年五月
 號ニ載セタルモノナリ。

各州局ノ刊行物
各州労働統計局ノ年報ニ就テハ既ニ一覽表中ヲ以テ示シタルカ如ク
合衆國労働省其他特殊ノモノヲ除キ一九〇二年三月一日起ノ所其數三
六六冊ニ上レリ、而シテ最近約三〇冊ノ刊行アリ、以テ現今ニテハ
約四〇〇冊ヲ數フ。

一 各州局ノ刊行物

各州労働統計局ノ刊行物ハ之ヲ以テ盡シタリトハ未ダ進斷ス
ルヲ得ス、別記一覽表脚註ニ掲ケタル年報以外尙多クノ刊行物はレアリ、
又州ニ依リテハ工場監督、職業紹介、仲裁及和解等ニ關スルモノモ
發行セラル故ニ今是等全部ノ刊行物ヲ合算スル時ハ其數約四、五〇乃
至五〇〇ニ垂ントス。

茲ニ紹介スルモノハ其重要ナル刊行物タル事勿論ニシテ、今假リニ

是等の一々列舉セント欲スルモ、歐羅巴ニ紹介サレ來リレモノニ對シ
 アルヲ以テソハ不可能ナリ。兎ニ角獨逸帝國統計局圖書館力故善ノ力
 ヲ以テ蒐集レタルニモ拘ラス、入手レ得タルモノハ二州局ヨリノ刊
 行物ニ進キス、サレトモ其大部分ハ新刊書ニレテ約一大州局ノ刊行物ヲ
 網羅ス。斯カル事情ナレハ今茲ニ各州局ノ刊行物ヲ悉ク紹介スル事難
 ハサレト、其重要ナルモノハ之ヲ洩サタル積リナリ、尙前ニ掲ケ置キタ
 ル部門別ハ刊行物ノ涉獵ニ限レ便宜多カラント信ス。
 茲ニ年報ヲ除ク刊行物ヲ舉ケンニ、先アマサチユーセツツ州局ハ
 特殊ナル工業統計書ヲ出スノ外、尙五年毎ニ行ハル、センサスノ結果
 報告及一八九八年以來「勞働四季報」ノ刊行アリ、右ハ約五〇頁ノ内
 容ヲ具ヘタルオクターヴ版ノ冊子ニレテ、一當ニ業務ノ狀況ヲ調査ス

是等の一々列舉セント欲スルモ、歐羅巴ニ紹介サレ來リレモノニ對シ
 アルヲ以テソハ不可能ナリ。兎ニ角獨逸帝國統計局圖書館力故善ノ力
 ヲ以テ蒐集レタルニモ拘ラス、入手レ得タルモノハ二州局ヨリノ刊
 行物ニ進キス、サレトモ其大部分ハ新刊書ニレテ約一大州局ノ刊行物ヲ
 網羅ス。斯カル事情ナレハ今茲ニ各州局ノ刊行物ヲ悉ク紹介スル事難
 ハサレト、其重要ナルモノハ之ヲ洩サタル積リナリ、尙前ニ掲ケ置キタ
 ル部門別ハ刊行物ノ涉獵ニ限レ便宜多カラント信ス。
 茲ニ年報ヲ除ク刊行物ヲ舉ケンニ、先アマサチユーセツツ州局ハ
 特殊ナル工業統計書ヲ出スノ外、尙五年毎ニ行ハル、センサスノ結果
 報告及一八九八年以來「勞働四季報」ノ刊行アリ、右ハ約五〇頁ノ内
 容ヲ具ヘタルオクターヴ版ノ冊子ニレテ、一當ニ業務ノ狀況ヲ調査ス

各州局ノ年報ハ毎年又ハ毎二年ニ刊行サレ、其内容モ廣汎ニシテ、各州局ニ依リ夫々大ナル相違アルモ、勞働統計ニ就テハ殊ニ重キヲ置ケルカ如シ、而シテ是等年報ノ内容カ州ニ依リ斯ク異ニセル所以ノモノハ各州局設立ノ由來、地方的利便、實テ懸案トナリシ問題、局主筆者ノ意見、各地方ニ發達セル産業及其他特有ナル事情ノ影響ヲ受クルニ因ルモノナリ。

スル事項ヲ載ス。

イリノイス州局ニ在リテハ股賑ナル炭礦業ニ關スル特有ノ統計發達シ來リ、又別ニ勞働紹介ニ關スル統計ヲモ取扱フ此外メイン州局ノ農事統計、コンチクチカツト州局ノ工場監督報告等今一々枚舉ニ違アラズ。

各州局ノ年報ハ毎年又ハ毎二年ニ刊行サレ、其内容モ廣汎ニシテ、各州局ニ依リ夫々大ナル相違アルモ、勞働統計ニ就テハ殊ニ重キヲ置ケルカ如シ、而シテ是等年報ノ内容カ州ニ依リ斯ク異ニセル所以ノモノハ各州局設立ノ由來、地方的利便、實テ懸案トナリシ問題、局主筆者ノ意見、各地方ニ發達セル産業及其他特有ナル事情ノ影響ヲ受クルニ因ルモノナリ。

然レトモ近時ニ及ンテハ是等刊行番
 一 抄クトモ如上紹介ノ刊行
 書ニ就テハ 一 ノ内容モ漸ク整順レ來リ、労働統計ノ範圍ニモ一定
 ノ限界ヲ附スルニ至レリ。故ニ今日ハ特定ノ労働事項ニ就テモ深ク研究
 ノ歩ヲ進ムル方針ヲ採ル一方財政、選挙、學校、警察、人口等ニ關ス
 一 既存ノ統計ハ之ヲ省略スルニ至レリ。
 夫ニ生産統計ニ就テ云ハシニ、此統計ハ合衆國労働省ニ於ケルト同
 様各州局ニ於テモ頗ル重要視サレ居レリ故ニコン子チカツト州局節
 一 八次年報中製造業統計ノ項目ニ於テ一恐ラクハ報告中最モ價值アル
 部分ナラン一（バーハツプス、ゼ、モスト、ヴァリユアブル、ボー
 一 ヨン、オブ、ザ、リポート）ト記セルヲ見ル、此統計ヲ卒先レテ採用シ
 一 タルハマサチユセツツ州局ニシテ、同局ハ既ニ一八八六年同統計ニ法

國勢院

然レトモ近時ニ及ンテハ是等刊行番
 一 抄クトモ如上紹介ノ刊行
 書ニ就テハ 一 ノ内容モ漸ク整順レ來リ、労働統計ノ範圍ニモ一定
 ノ限界ヲ附スルニ至レリ。故ニ今日ハ特定ノ労働事項ニ就テモ深ク研究
 ノ歩ヲ進ムル方針ヲ採ル一方財政、選挙、學校、警察、人口等ニ關ス
 一 既存ノ統計ハ之ヲ省略スルニ至レリ。
 夫ニ生産統計ニ就テ云ハシニ、此統計ハ合衆國労働省ニ於ケルト同
 様各州局ニ於テモ頗ル重要視サレ居レリ故ニコン子チカツト州局節
 一 八次年報中製造業統計ノ項目ニ於テ一恐ラクハ報告中最モ價值アル
 部分ナラン一（バーハツプス、ゼ、モスト、ヴァリユアブル、ボー
 一 ヨン、オブ、ザ、リポート）ト記セルヲ見ル、此統計ヲ卒先レテ採用シ
 一 タルハマサチユセツツ州局ニシテ、同局ハ既ニ一八八六年同統計ニ法

國勢院

一、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 二、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 三、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 四、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 五、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 六、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 七、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 八、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 九、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果
 十、労働者保護法ノ施行ニ関スル調査ノ結果

労働者保護法

律的基礎ヲ賦與シ、爾來此法律ニ據リ毎々年度ノ調査ヲ施行シ來レリ
 而シテ凡ソ有ニル製造工業經營者ハ自己ニ配布シ來レル申告書ヲ必ス
 記入スルノ義務アリトス、唯其際之ニ違反スル場合ニ於ケル懲罰ニ就
 テハ別ニ法規ノ設ケラレシヲ知ラザルナリ、兎ニ角工業ノ調査區域
 ハ次第ニ擴張セラレ來リ、其中告ハ夥シキ數ニ達スルニ至レリ、而シ
 テ其調査ノ一法トシテ毎年同一ノ經營ニ就テ比較ヲ取ル定メテ設ケ
 リ、一九〇〇年ヨリ一九〇一年ニ於テ調査シタル生産者世帯數ハ四、
 六九六ニシテ其使用労働者數ハ一九〇一年ニ於テハ平均三九九、九九
 七名ニ上リタリ。
 調査ノ事項トシテハ經營ノ組織及方針、資本、原料、生産、職工及
 其賃銀、労働時間、作業能力等ニシテ、過去二個年前ニ於ケル調査ノ

國勢院

結果ト相對比シテ常ニ進展ノ狀ヲ詳ニセリ其他「工業名鑑」ノ刊行ニ依リ工業界ノ推移變遷、新設會社、經營ノ變更等ヲ紹介ス。(註本書ハ各方面ヨリノ取材ニ依ル工業年鑑ニレテ、労働時間、賃銀、労働者組合、福利増進施設等ニ關スル經過ヲ載スモノナリ)又マサチユーセツツ州局ハ州全概ニ亘ツテ五年毎行ハル、生産統計調査ノ結果ヲ年報又ハ特別刊行ヲ以テ發表ス次ニコン子クチカワト州カ生産統計ヲ開始セシハ遠ク一八八七年ニ溯ルモノナレトモ、労働者側ノ反感アリテ、一時ハ此事業ヲ中止セサルヘカヲサル破目ニ陥リレモ、後再ヒ繼續セラレ、今日ハ其模倣局タルマサチユーセツツ州局ヲ凌駕セントスルノ隆盛ヲ見ルニ至レリ、

結果ト相對比シテ常ニ進展ノ狀ヲ詳ニセリ其他「工業名鑑」ノ刊行ニ依リ工業界ノ推移變遷、新設會社、經營ノ變更等ヲ紹介ス。(註本書ハ各方面ヨリノ取材ニ依ル工業年鑑ニレテ、労働時間、賃銀、労働者組合、福利増進施設等ニ關スル經過ヲ載スモノナリ)又マサチユーセツツ州局ハ州全概ニ亘ツテ五年毎行ハル、生産統計調査ノ結果ヲ年報又ハ特別刊行ヲ以テ發表ス次ニコン子クチカワト州カ生産統計ヲ開始セシハ遠ク一八八七年ニ溯ルモノナレトモ、労働者側ノ反感アリテ、一時ハ此事業ヲ中止セサルヘカヲサル破目ニ陥リレモ、後再ヒ繼續セラレ、今日ハ其模倣局タルマサチユーセツツ州局ヲ凌駕セントスルノ隆盛ヲ見ルニ至レリ、

州局及最近ニ於テハイリノイス州ノ各局モ生産統計ニ從フニ
 至リ、ミシガン、アイオワ兩州モ將ニ之ニ倣ハントノ意圖ヲ有ス。
 次ニ其他ノ州局ニ在リテハ概ネ工業統計ノ各特殊部門ニ就テ研究ノ
 歩ヲ進メ居レリ、例ヘハメイン、ロード、アイランド、ノース、カロ
 ライナ各州局ノ機械工業ニ於ケルカ如シ。又ウイスコンシン、カンサス
 子フランスカ其他若干州局ハ農産統計、^殊或特定ノ農作物（小麦、玉
 蜀黍等）ニ就テノ生産費ヲ調査ス。
 又賃銀及労働時間ニ關スル調査モ概ネ精細ヲ極メ居リ、昔ニ生産費
 ノ内訳ヲ示スノミナラス、又労働者擁護ノ立場ヨリ労働者事情ノ調査
 ヲ行フ、此調査ニ携ハル局ハ労働省（第一〇一三参照）ヲ筆頭ニロ
 ード、アイランド、アイオワ、ウイスコンシン、ミシガン、コンチタ

アノ各州局及最近ニ於テハイリノイス州ノ各局モ生産統計ニ從フニ
 至リ、ミシガン、アイオワ兩州モ將ニ之ニ倣ハントノ意圖ヲ有ス。
 次ニ其他ノ州局ニ在リテハ概ネ工業統計ノ各特殊部門ニ就テ研究ノ
 歩ヲ進メ居レリ、例ヘハメイン、ロード、アイランド、ノース、カロ
 ライナ各州局ノ機械工業ニ於ケルカ如シ。又ウイスコンシン、カンサス
 子フランスカ其他若干州局ハ農産統計、^殊或特定ノ農作物（小麦、玉
 蜀黍等）ニ就テノ生産費ヲ調査ス。
 又賃銀及労働時間ニ關スル調査モ概ネ精細ヲ極メ居リ、昔ニ生産費
 ノ内訳ヲ示スノミナラス、又労働者擁護ノ立場ヨリ労働者事情ノ調査
 ヲ行フ、此調査ニ携ハル局ハ労働省（第一〇一三参照）ヲ筆頭ニロ
 ード、アイランド、アイオワ、ウイスコンシン、ミシガン、コンチタ

チカツト、カンサス州等ナルモ、其效果ハ割合ニ少シ、而シテ近時ニ至リテハ寧ロ労働事情中ノ或特定ノ項目ニ就テ或時期ヲ劃シテ研究ノ歩ヲ進ムル傾向アリ、就中賃銀及労働時間ニ就テハ最も力ヲ注キツ、アリ、此方面ニカケテモマサチユーセツツ州局ハ大ナル貢献ヲ爲セリ、同局ハ毎年「製造工業統計」ヲ以テ年收及週給ニ關スル平均額ヲ發表スルノミナラス、又スベシアル、エジエンツツ^ラテ著名ナル工業地ノ經營者ニ就テ週給ニ關スル調査ヲ行ハレド、併セテ各年度ニ於ケル一弗ニ對スル購買力ヲ單位トシテ甚キ重要食品ノ物價格ヲ測ヘ、又一八九五年以來ハ台衆國及工業盛ンナル各州ニ於ケル賃銀ト價格ニ就テモ研究ヲ續ケ居レリ。

尙上述ノ外生産額統計、殊ニ賃銀及労働時間ニ就テ著ルレキ研究ヲ

労働問題の解決は、労働者及び労働組合の利益を保護し、同時に資本金の利益を保護し、社会の平和と繁栄を期すに在り。労働法は、労働者の権利を保障し、労働条件を改善し、労働争議を平和的に解決することを目的とする。労働法の制定は、労働者の生活の安定と生産性の向上に寄与する。労働法の執行は、労働行政機関による監視と指導を通じて行われ、労働者の権利が侵害された場合には、労働基準監督署が介入し、是正を促す。労働法の改正は、社会情勢の変化に応じて行われ、労働者の権利をより十分に保障することを旨とする。労働法の普及は、労働者の権利意識を高め、労働組合の組織率を向上させることに寄与する。労働法の遵守は、労働者の生活の安定と社会の発展に不可欠である。労働法の執行は、労働者の権利を保障し、労働条件を改善し、労働争議を平和的に解決することを目的とする。労働法の制定は、労働者の生活の安定と生産性の向上に寄与する。労働法の執行は、労働行政機関による監視と指導を通じて行われ、労働者の権利が侵害された場合には、労働基準監督署が介入し、是正を促す。労働法の改正は、社会情勢の変化に応じて行われ、労働者の権利をより十分に保障することを旨とする。労働法の普及は、労働者の権利意識を高め、労働組合の組織率を向上させることに寄与する。労働法の遵守は、労働者の生活の安定と社会の発展に不可欠である。

逐々来リ、ハカリフォルニア、ミネソタ、ノース、カロライナ各州ナリ、又特殊ナル調査手續ヲ採リ居ルハニウ、ヨーク州ニシテ、同局ハ職業組合ノ助力ニ依リ四季毎ニ組合員ノ経済状況（労働時間、賃銀等）ノ踏査ニ従事シ居レリ。
 最近ニ狭義ニ於ケル労働者保護ニ就テ述ヘンニ或州局カ特定ノ事項ニ就テ施行シタル調査カ他州ニ於ケル労働者保護法ノ發布ヲ促スニ至ル類例少シトセス、例ヘハ幼年者ノ労働、借家制度、拘留、トラツクシステム及其他工場監督ニ關スルモノ多シ、而シテ是等ハミネソタ、ニウ、ヨーク、ウイスコンシンノ各州ニ在リテハ直チニ法律ノ效果ヲ發スルモノナレトモ、其他ノ州ニ於テハ参考トシテ僅カニ年報中ニ掲ケラル、ニ過キス。

以上ノ外尙正規ノ事項トシテ年報中ニ屢々掲ケラル、モノハ先ツ等
 組組合ニ關スルモノ一ソレカ組合ノ組織、事業ニ關スル詳細ナル記述
 又ハ重要ナル事件ニ對スル同組合ナキ觀察若クハ單ナル組合員ノ名簿ニ
 越テサルモノニセヨ一無付職業紹介所（現今一四州局ニ採用サル）ニ
 關スルモノ、近時尙夕統一サレ來レル能業及工場閉鎖ニ關スルモノ、
 並勞働法ノ發展ニ關スルモノ等アリテ茲ニ一々枚舉スルニ選ナレトス、
 終り

以上ノ外尙正規ノ事項トシテ年報中ニ屢々掲ケラル、モノハ先ツ等
 組組合ニ關スルモノ一ソレカ組合ノ組織、事業ニ關スル詳細ナル記述
 又ハ重要ナル事件ニ對スル同組合ナキ觀察若クハ單ナル組合員ノ名簿ニ
 越テサルモノニセヨ一無付職業紹介所（現今一四州局ニ採用サル）ニ
 關スルモノ、近時尙夕統一サレ來レル能業及工場閉鎖ニ關スルモノ、
 並勞働法ノ發展ニ關スルモノ等アリテ茲ニ一々枚舉スルニ選ナレトス、
 終り